

加西市障害者基本計画・ 第4期加西市障害福祉計画

障がいのある人の多様な個性が輝く、
誰もが安心して暮らせるまちづくり

平成27年3月

加 西 市

はじめに

加西市では、平成21年度に「加西市障害者基本計画・第2期加西市障害福祉計画」を、また平成24年度に「第3期加西市障害福祉計画」を策定し、地域生活支援や就労支援の充実に重点的に取り組むとともに、福祉、保健、医療、教育、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

また、国においては、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」への批准が実現したことにとともに、障がいのある人の権利を保護し、障がいのある人が教育や就労、地域生活などあらゆる面で、より一層不自由さを感じる事のない社会環境づくりを進めることが求められています。

このような中、本市では、障がいの重度化やニーズの多様化など、障がいのある人をとりまく環境の変化に的確に対応するとともに、障がいのある人等に対するアンケート調査や当事者団体の方々のヒアリングなどを踏まえ、新たに「加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「障がいのある人の多様な個性が輝く、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、障がいのある人が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する様々な支援の充実などに積極的に取り組んでまいります。

今後とも、本市が障がいのある人にとって「暮らしやすく、住み続けたいまち」となるよう、本計画に基づき、関係者の皆様と連携しながら、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重な御意見や御提言をいただきました加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等に御協力をいただきました多くの市民や事業者、関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。



平成27年3月

加西市長 西村 和 平

目次

第1部 総論

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の対象期間	3
4	他計画との関係	4
5	計画の策定体制	5
6	基本理念	7
7	基本目標	8
8	基本原則	10
9	各分野に共通する横断的視点	11
10	計画の推進体制	13

第2部 各論

1	差別の解消及び権利擁護の推進	14
2	社会参加と自己実現を支援する地域づくり	17
3	障がい者総合支援基盤の確立	20
4	安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり	27
5	行政サービス等における配慮の推進	31

第3部 第4期加西市障害福祉計画

1	計画の基本的な考え方	33
2	成果目標	35
3	障害福祉サービス（活動指標）	37
4	地域生活支援事業	44

第4部 資料編

1	障がいのある人の人数の推移	51
2	自立支援医療費受給者数の推移	53
3	障害支援（程度）区分認定者数の推移	54
4	学校教育	54
5	第3期障害福祉計画に係る数値目標の進捗状況	56
6	アンケート調査結果	62
7	関係団体ヒアリング調査結果、事業所調査結果	79
8	障害者基本計画・第4期障害福祉計画策定スケジュール	84
9	加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画策定委員会設置要綱	85
10	加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画策定委員会委員名簿	87
11	市内事業所一覧	88
12	用語解説	92

第1部 総論

1 策定の趣旨

- 本市においては、平成 16 年に、「障害者基本法」に基づく「新・加西市障害者福祉基本計画」を策定し、以後施策の見直しにともなって平成 21 年 3 月には「加西市障害者基本計画」の策定を行い、障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざし、各種の障がい者施策に取り組んできました。また、平成 18 年度に「加西市障害福祉計画」を策定し、以後平成 20 年度と平成 23 年度に見直しを行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。
- 国においては、平成 14 年度に 10 年間の計画期間とする障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画」を策定し、障がいのある人の社会への参加・参画のための施策に取り組んできました。
- 障害福祉サービス関係では、平成 15 年度に、身体障がい者や知的障がい者の福祉サービスの一部が、それまでの「措置制度」から、利用者自らのサービス選択を基本とする「支援費制度」に移行しました。平成 18 年度には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別ごとに実施されていた福祉サービスが一元化されました。その後、平成 22 年 12 月に「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担額の見直しや障がい者の範囲の見直し等が行われ、さらに、平成 24 年 6 月に名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われました。
- 平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、日常生活又は社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる社会モデルに基づく障がい者定義の見直しや、合理的配慮義務が規定されました。また、平成 24 年 8 月に、障がいのある人への虐待の防止等に関する施策を促進するため「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年には、障がいを理由とする差別の解消を図ることを目的とした「障害者差別解消法」が制定されており、平成 28 年 4 月から施行されることとなっています。そして、平成 26 年 1 月に国は「障害者権利条約」を批准するなど、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。
- 国においては、こうした法改正等を踏まえた施策の基本原則等を見直しを行うため、平成 25 年 9 月に、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の期間とする「障害者基本計画（第 3 次）」を策定しました。
- 本市においても、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がいのある人の実態やニーズに即した障がい者施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、新たな「加西市障害者計画」を策定するものです。

障がい者施策等の変遷

年	加西市	障害福祉サービス	国
14		制 措 度 置	障害者基本計画策定（H15年度～H24年度）
15			
16	新・加西市障害者福祉基本計画 （H16年度～H20年度）策定	支 援 費 制 度	「障害者基本法」改正（H16.6～施行） ・障害者の自立、社会参加、差別の禁止 など 「発達障害者支援法」（H17.4～施行） ・「発達障害」の定義を明確化 ・「発達障害者支援センター」の設置 など
17			
18	第1期障害福祉計画 （H18年度～H20年度）策定	支 援 者 自 立 支 援 法	「障害者雇用促進法」改正（H17.10～施行） ・精神障害者に対する雇用対策の強化 など 「障害者自立支援法施行」（H18.4、H18.10～施行） ・3障害のサービスを一元化 ・利用者本位のサービス体系へ再編 ・障害程度区分を導入 など 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（H18.12～施行） ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化推進 など 「障害者の権利に関する条約」採択（H18.12）
19			
20		支 援 者 自 立 支 援 法	「学校教育法」改正（H19.4～施行） ・盲・ろう・養護学校から特別支援学校へ転換 ・小中学校等における特別支援教育の推進 など
21	加西市障害者基本計画 （H21年度～H26年度）策定 第2期障害福祉計画 （H21年度～H23年度）策定		
22		支 援 者 自 立 支 援 法	「障害者雇用促進法」改正（H21.4～施行） ・中小企業における障害者雇用の促進 ・短時間労働に対応した雇用率制度の見直し など 「障害者自立支援法」改正 （H22.12～施行（H24.4までに順次施行）） ・応能負担が原則であることを明確化 ・発達障害者を対象とする旨明示 など 「障害者虐待防止法」（H24.10～施行） ・虐待を発見した者に市町村への通報を義務付け ・虐待が疑われる家庭への立入調査 など
23			
24	第3期障害福祉計画 （H24年度～H26年度）策定	支 援 者 自 立 支 援 法	「障害者基本法」改正（H23.8～施行） ・障害者の定義の見直し（社会的障壁） ・差別の禁止（合理的配慮義務） など
25			
26		支 援 者 自 立 支 援 法	「障害者総合支援法」（H25.4、H26.4～施行） ・障害者の範囲に難病等を追加 ・支給決定のあり方は法施行後3年を目途に見直すなど 「障害者差別解消法」（H28.4～施行） ・障害を理由とする差別の禁止 ・合理的な配慮に関する環境の整備 など 「障害者基本計画」策定（H25年度～H29年度） 「障害者の権利に関する条約」批准 （H26.2.19～効力発生）

2 計画の位置づけ

- 「加西市障害者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、本市の、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画であり、「第5次加西市総合計画」における障がいのある人の施策の個別計画として位置づけられるものです。
- 「第4期加西市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

（参考：障害者基本法第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（参考：障害者総合支援法第88条）

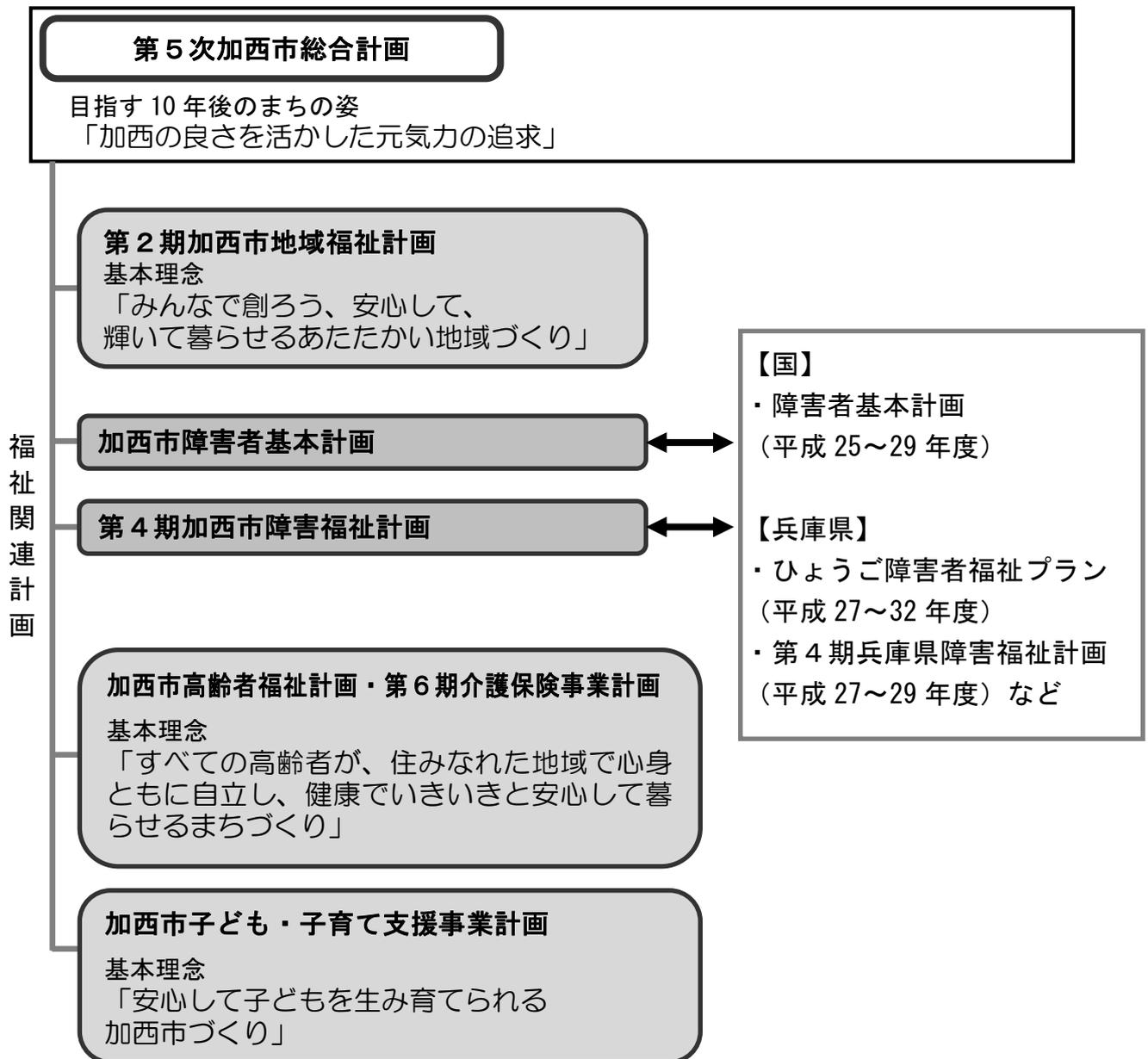
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の対象期間

- 「加西市障害者基本計画」の対象期間は、平成27年度から32年度までの6年間とします。
- 「第4期加西市障害福祉計画」の対象期間は、国の方針により平成27年度から29年度までの3年間とします。なお、「障害者総合支援法」では、市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされています（PDCAサイクル）。

4 他計画との関係

- 「加西市障害者基本計画」は、「第5次加西市総合計画」に基づいた障がい者福祉施策を推進するための分野別計画として位置づけるとともに、市の関連計画（「加西市地域福祉計画」「加西市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」「加西市子ども・子育て支援事業計画」など）との整合性を図ります。



5 計画の策定体制

(1) 各種会議での審議

○計画策定にあたっては、「加西市障害者基本計画等策定委員会」で、調査実施内容や調査結果、計画内容などについて検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

○アンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズの把握に努めました。

■障がいのある市民を対象とした調査

	18歳以上対象調査			児童対象調査
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳所持者
配布数	1,380人			全数(120人)
	235人(65歳以上) 580人(18~64歳)	全数(360人)	全数(205人)	
抽出方法	年齢に留意した 無作為抽出	全数抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収			
回収数	768人			65人
回収率	55.7%			54.2%
調査期間	平成25年11月下旬に配布し、3週間の調査期間とした			

■市民を対象とした調査

調査対象者	18歳以上の市民
配布数	1,000人
抽出方法	年齢に留意した無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	487人
回収率	48.7%
調査期間	平成25年11月下旬に配布し、3週間の調査期間とした

(3)ヒアリング調査

○関係団体へのヒアリング調査を実施し、これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見の把握に努めました。

対 象 の 団 体 等 名	加西市身体障害者福祉協会
	NPO 法人加西市手をつなぐ育成会
	はとの会
	加西市立加西特別支援学校 PTA
調 査 期 間	平成 25 年 12 月

(4)事業所調査

○障害福祉サービス事業所へのアンケート調査を実施し、サービスの提供状況や事業の実施における課題などの把握に努めました。

調 査 対 象 者	加西市内の障害福祉サービスを提供する法人・事業所
配 布 数	13 か所
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
回 収 数	12 か所
回 収 率	92.3%
調 査 期 間	平成 25 年 11 月下旬に配布し、3週間の調査期間とした

(5)これまでの計画の評価・検証の実施

○本計画の各施策・事業に関わる事項については、庁内の担当所管課などが施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を行いました。

(6)パブリックコメントの実施

○計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

6 基本理念

【基本理念】

障がいのある人の多様な個性が輝く、 誰もが安心して暮らせるまちづくり

「障害者基本法」第1条に規定されるように、障がいのある人の施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざして実施される必要があります。

また、わが国が平成26年に障害者権利条約を批准したことにより、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化され、「合理的配慮」のもと地域の中에서도暮らせる環境づくりが進むことが期待されています。

この計画では、このような社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援し、「障がいのある人の多様な個性が輝くまち」をめざします。

また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する多様な支援を行い、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

7 基本目標

○基本理念の実現に向け、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。

基本目標2 社会参加と自己実現を支援する地域づくり

誰もが生きがいをもって地域で暮らせるよう、仲間との交流活動や、地域における諸活動への障がいのある人の参加を進めるとともに、内容の充実を図ります。また、障がいのある人が、円滑に文化芸術活動やスポーツ等を行えるよう、環境づくりに努めます。あわせて、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー、適正な工賃の確保など、就労を支援する体制の整備を進めます。

基本目標3 障がい者総合支援基盤の確立

障害の種別、軽重に関わらず、自分らしく、安心して生活していけるよう、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど生活基盤の整備に引き続き取り組みます。また、障がいのある人本人やその家族が高齢になっても、地域の中で必要な支援を受けながら暮らすことができるよう、介護保険制度との連携を図りながら、きめ細やかなサービスの充実に努めます。あわせて、障がいや疾病の早期発見・早期対応を図るとともに、医療と福祉の連携を深め、適切な保健・医療サービスの提供を進めます。

さらに、障がいのある子どもへの療育・保育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。また、「インクルーシブ教育システム(※)」の理念を踏まえ、全ての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

※ インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています（「障害者の権利に関する条約第24条」より）。

基本目標4 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安心・安全な暮らしを確保するために、防犯や防災などの体制の確立に向けた仕組みづくりを進めます。

基本目標5 行政サービス等における配慮の推進

「障害者基本法」においては、障がいのある人は権利の主体であること、障がい者の概念が「医学モデル」から「社会モデル」に転換（※）されたこと、社会の側が「合理的配慮」を行っていかねばならないことなどが明確化されています。今後、障がいのある人の社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行っていくため、市職員等が障がいのある人の理解の促進に努めるとともに、行政窓口や選挙等における障がいのある人への配慮に努めます。

※ 「障がいの「医学モデル」とは、障がいを個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるものであり、専門職による個別的な治療という形での医療を必要とするものとしてみるものです。一方、「社会モデル」とは、障がいを主として社会によってつくられた問題ととらえ、障がいは個人に帰属するものではなく、その多くが社会環境によって作り出されたものとされ、社会を変えることで様々な障壁（バリア）を取り除かなければならないという考えに繋がっています。平成23年に改正された「障害者基本法」では、「社会モデル」を踏まえた障がい者の定義の見直しが行われました。

8 基本原則

○障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、「障害者基本法」第3条及び第4条に規定される以下の基本原則にのっとり、基本理念の実現に向けて、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 地域社会における共生等(障害者基本法第3条)

○障がいのある人の施策は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、以下の3つの事項を旨として図られる必要があります。

- ① 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全て障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全て障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の禁止(障害者基本法第4条)

○障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為は禁止されなければなりません。また、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むうえでの制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障がいのある人が現に存在し、かつ、その実施にともなう負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障がいを理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされる必要があります。

○なお、前述のとおり、以上に掲げた「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

9 各分野に共通する横断的視点

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

- 障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がいのある人の施策の策定及び実施にあたっては、障がい者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。
- 障がいのある人の施策決定過程への参画を促進します。
- 障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

- 障がいのある人が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援にあたっては、「障害者基本法」第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、また、その時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

- 障がいのある人の施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。
- 特に、女性で障がいのある人は、障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意します。
- また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、市民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。
- さらに、適切な役割分担の下、国、県その他関係機関と連携し、地域の実情に即した支援を実施します。

(4) アクセシビリティ(施設、サービス、情報、制度等の利用しやすさ)の向上

- 「障害者基本法」第2条においては、障がいのある人を「障害がある者であって障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されており、障がいのある人が経験する困難や制限が、障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

- このような視点を踏まえ、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ハード・ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る必要があります。
- 特に、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、平成 25 年に制定された「障害者差別解消法」に基づき、国、県、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、市民の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。
- あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

- 障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国及び県との適切な連携及び役割分担の下で、障がいのある人の施策を立案、実施します。
- また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障がいのある人の施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

10 計画の推進体制

(1) 連携・協力の確保

- 障がいのある人の施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため市内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに北播磨障害者（児）地域自立支援協議会と緊密な連携・協力を図ります。

(2) 広報・啓発活動の推進

- 本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、障害者週間等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を促進します。
- また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

(3) 計画の評価・管理

- 本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、北播磨障害者（児）地域自立支援協議会や障がい者団体との意見交換等を通じて、年に1回は成果目標・活動指標等をはじめとする本計画の検証を行うとともに、その結果を公表し、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。
- また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直します。

(4) 情報提供

- 広く市民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙、パンフレット、市ホームページ等を通じて周知を行います。

第2部 各論

1 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

アンケート調査より

- 差別や偏見については、とりわけ、知的障がい、精神障がい、発達障がい等についての理解が十分とはいえないため、正しい理解を働きかけていくことが必要です。
- 障がいや障がいのある人への理解を深めるための取組を積極的に行う必要があります。
- 人間関係や収入面など日常生活の関係の中で差別や偏見を解消する取組が必要です。
- 共生社会の考え方については、その内容等をわかりやすい形で示していくとともに、さらなる周知を図ることが必要です。
- 発達障がいについて、理解を深めるための取組を積極的に行う必要があります。

団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 「障がいや障がいのある人への理解の促進」「教育機関等における理解の促進」「ボランティア活動の促進」「権利擁護の推進」などに関する意見があげられています。

市の取組状況及び課題

- 市ホームページや広報紙等の情報媒体を活用するとともに、「障害者週間」や「人権週間」を契機とした啓発活動などにより、障がいの理解の促進に努めています。
- 「障害者差別解消法」については、今後、国や県と連携し、法制度に基づく取組を推進していく必要があります。
- 市内の小中学校において、福祉体験学習などを実施しており、その際、障がい者関係団体や各事業所の協力をいただき、事業の充実に結びついています。
- 社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営やボランティアの育成等を実施しています。
- 成年後見制度等のニーズが増加しており、権利擁護支援のさらなる充実が求められています。
- 「障害者虐待防止法」に基づく取組の充実が必要です。

(1) 障がいを理由とする差別の解消

- ① 広報誌やパンフレット・リーフレット、関係機関紙、インターネットなどの広報媒体により、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解促進を図り、差別の解消に努めます。
- ② 平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の円滑な施行に向け、同法に規定される対応要領を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する広報・啓発活動等に取り組みます。法の施行後においても対応要領や国の基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- ③ 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「改正障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、広報紙の活用等により周知・啓発に努めます。
- ④ 国際シンボルマークをはじめ、様々なシンボルマークや表示について、正しい理解と普及に努めます。
- ⑤ 特別支援学校や特別支援学級と通常学級の子どもが学習や活動を通して交流しあう場や、障がいについての理解を深めるために、障がい者団体の方のお話を聞く機会や障がい者施設との交流機会など体験的な活動を取り入れた学習の場を設定します。
- ⑥ 「みんなの福祉フェスタ」などの開催を充実します。より多くの市民が交流を図り、障がいのある人の理解を深められるよう、イベント内容の充実に努めます。
- ⑦ 地域における生涯学習活動については、障がいのある人の人権を学習活動や啓発の重要な課題として位置づけ、社会参加の促進を図ります。
- ⑧ 社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアに関する情報を共有し、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供などの支援を図ります。また、ボランティアの確保・育成とともに、障がいのある人とボランティアをコーディネートする加西市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。

◆具体的な取組例◆

- 「広報かさい」、加西市ホームページ等を活用した広報・啓発
- 「障害者差別解消法」に関する広報・啓発
- 「障がい者週間」などの広報・啓発
- 障がいに関するシンボルマークの普及
- 小・中学校における福祉教育の推進（福祉体験学習）
- 「障がい福祉イベント」の開催（みんなの福祉フェスタ）
- 障がいと障がい者理解のための講座の充実（研修講座事業）

(2) 権利擁護の推進

- ①「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じ、加西市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- ②障がい者本人の自己決定の尊重と本人の保護の調和に留意しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めるとともに、判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助や成年後見制度の専門的相談等を行う権利擁護センターの機能について、調査・研究を図り、関係機関との協議を検討します。

◆具体的な取組例◆

- 市民等に対する障がい者虐待に関する広報・啓発
- 家庭等で障がい者虐待があった場合の被虐待者やその養護者への支援
- 障害福祉サービス事業所等で障がい者虐待があった場合の被虐待者への支援と事業者への指導の実施
- 成年後見制度利用支援事業（相談、申立ての支援）
- 成年後見人等の報酬助成
- 地域福祉権利擁護事業（市社会福祉協議会）

2 社会参加と自己実現を支援する地域づくり

現状と課題

アンケート調査より

- 障がいのある人に対してどんな支援や活動をしてみたいかについては、「ボランティア」や「付き添い」など様々な支援や活動に参加したいという意見も多く、きっかけづくりに取り組むことが必要です。
- 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことについては、福祉教育や障がいのある人の側からの積極的な活動や働きかけ、交流活動の充実が理解を深めるために必要であることが伺えます。
- 外出機会の確保に向けた取組の充実が求められています。
- 日中の過ごし方については、身体障がいでは一般就労、知的障がいでは一般就労と福祉的就労が多くなっています。一方、精神障がい、難病、発達障がいでは、特に何もしていない割合も多く、社会参加の場等が得られていない現状が伺えます。
- 障がいの状況に応じた多様な雇用・就労形態の確保や周囲の理解等が得られることが必要です。

団体ヒアリング調査、事業所調査より

- 「企業の理解の促進」「就労支援の充実」「就労定着支援の充実」「福祉的就労の充実、販路拡大、工賃アップ」などに関する意見があげられています。

市の取組状況及び課題

- 本市では、障がいのある人の集いの場となるサロン事業に対する支援を増やすことで、障がいのある人の社会参加を促進しています。
- 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、「北播磨障害者就業・生活支援センター」等で行われています。また、相談支援事業所の「やすらぎ」では、就労支援専門員を配置しています。就労支援や就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立などに引き続き取り組むことが必要です。
- 法定雇用率については平成 25 年 4 月から引き上げられたことに加え、平成 30 年からは精神障がいのある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わるなど、支援体制の充実が必要です。
- 福祉施設でつくられた製品の販路拡大を推進するなど、就労支援や利用者の工賃アップにつなげる必要があります。

(1) 障がいのある人の社会参加のための活動の充実

- ①障がいのある人の集いの場となるサロン事業の充実に努め、社会参加を促進します。
- ②障がいのある人とない人が交流する機会を創出するとともに、障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を支援します。
- ③文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成や施設・設備の整備の促進に努めるなど、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりを促進します。
- ④障がいのある人の文化芸術活動、スポーツの普及を図るとともに、民間団体等と連携して、文化芸術活動、スポーツ等に関する取組を進めます。

◆具体的な取組例◆

- サロン事業等運営支援（市障がい者（児）社会参加促進事業）
- 家族会（身体、知的、精神）への支援及び協力体制
- 障がい者運動会の実施（スポーツ大会《グランドゴルフ等》）

(2) 雇用・就業の支援

- ①福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、公共職業安定所や兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ②兵庫労働局等と連携して、国等の各種助成制度の周知・広報に努め、障がいのある人を雇用する事業主を支援します。
- ③兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センター等の就労支援施設について周知・広報を行うことにより、その利用促進を図ります。
- ④相談支援事業所の「やすらぎ」に就労支援専門員を配置し、就労支援や就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の充実に努めます。

◆具体的な取組例◆

- 公共職業安定所や兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携
- 関係機関の連携による就労支援の体制づくり
- 相談支援事業所の「やすらぎ」における就労支援専門員の配置
- 家族会（身体、知的、精神）への支援及び協力体制

(3) 多様な就業の機会の確保

- ①「障害者優先調達推進法」に基づき本市における調達方針を策定し、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
- ②就労継続支援 B 型事業所等における工賃の向上に取り組めます。

◆具体的な取組例◆

- 本市が使用する物品やサービスにおける障がい者就労施設等からの優先的調達の促進

3 障がい者総合支援基盤の確立

現状と課題

アンケート調査より

- 知的障がいのある人では生活の場や日中を過ごす場、精神障がいのある人では就労支援の利用意向が高く、サービス供給体制の充実に努めることが必要です。
- 介助者の高齢化が顕著になっています。家族との同居を望んでも同居が難しくなりつつある状況等も同え、様々な支援のニーズに合った対応が求められています。
- 現在、困っていることについては、いずれの障がいにおいても健康や体力に自信がない人が多くなっていますが、知的障がいのある人では生活の場、精神障がいのある人では生活に必要なお金や就労、生きがいを見つけられないことへの不安が高くなっています。
- 主な相談先については、家族や友人以外では、それぞれの生活で身近な場所が相談先になっています。事業所や病院、学校等の身近な生活の場所をはじめ、市役所窓口や相談支援事業者等、内容等に応じた相談体制の充実に努められています。
- 現在の通院先については、精神障がいと難病の通院の頻度が高く、医療と密接であることが伺えます。
- お子さんに必要な療育の支援については、「学習サポート機関」「日常のスキルを身につけるサポート」「進路選択に関する相談機関」「発達障がい専門の医療機関」など、療育に多様な役割が求められています。
- お子さんの休暇、放課後の過ごし方については、福祉サービスを利用している人は1割以下で、「自宅で過ごす」が多くなるなど、支援の必要性が伺えます。
- お子さんの母親の就労状況については、就労している母親も多く、子育てのための支援の必要性も伺えます。
- お子さんの希望する就学環境については、他の児童生徒と同じ教育を得られる環境、専門的な教育を得られる環境が求められながらも、身近な地域の学校で教育を受けることが求められており、一人ひとりのニーズに応じた教育の推進に努めることが必要です。

団体ヒアリング調査、事業所調査より

○「訪問系サービスの充実」「日中活動の場の充実」「地域生活支援事業の充実」「グループホーム等の設置促進」「相談支援体制の充実」「重度障がいのある人への支援の充実」「障がいのある人の高齢化への対応」「療育支援の充実」「特別支援教育の充実」「休日、放課後の支援の充実」などに関する意見があげられています。

市の取組状況及び課題

- 年齢や障がい種別、障がいの程度、利用時間帯など、利用者のニーズに沿ったサービス提供のあり方が求められています。訪問系サービスは多様なニーズに対応したサービス提供体制が必要です。また、日中活動系サービスは、重度の障がいのある人の受け入れ先の確保や特別支援学校の卒業生の受け入れ先の確保などが求められています。さらに、地域での生活基盤となるグループホームについては、国における家賃助成制度や施設整備に要する経費の補助制度等により、その整備が進んできましたが、さらなる整備が求められています。
- 疾病等の予防と早期発見を図るための施策については、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。
- 発達の特性に対する早期発見・早期支援は重要であり、乳幼児に対する乳幼児健康診査や発達相談などにより早期発見に努めるとともに、発達支援が必要と判断される場合には、児童発達支援等での発達支援につなげています。
- 国では、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、全ての子どもに最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について、引き続き検討する必要があります。
- 子どもの休暇や放課後等の支援については、放課後等デイサービス等のサービス基盤が不足している現状があります。
- 保育所・幼稚園においても今後、さらに障がいのある子どもとない子どもがともに育つ環境の整備を推進するため、保育所等訪問支援や研修会の開催などの取組が求められています。

(1)生活支援体制の整備・充実

- ①居宅介護等の訪問系サービスについては、障がいのある人の在宅生活を支援する中核事業として、引き続き充実を図ります。また、重度障がいや様々な障がいの特性に応じたサービスの提供が可能となるよう、質の向上に努めていきます。
- ②障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、生活介護等については、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人が安定した生活を送ることができるよう充実を図ります。
- ③入所施設や精神科病院から地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化等から在宅では必要な支援が得られない場合や、家族から独立した生活を希望する場合等、障がいのある人の地域生活を支援していくため、グループホーム等の充実を図ります。
- ④補装具・日常生活用具の給付等により、日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。
- ⑤年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行います。
- ⑥障がいのある人への理解と交流を深め、地域における障がいのある人の生活支援を充実させていくために、障害者相談員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア活動団体などの他、地域住民や自治会などにおける地域福祉活動を支援していきます。
- ⑦障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援の充実に努めます。また、ひょうご発達障害者支援センター クローバー（加西ブランチ）をはじめ、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。
- ⑧障がいのある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。
- ⑨障がいのある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する全体調整機関として北播磨障害者（児）地域自立支援協議会と連携し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の充実を図ります。

◆具体的な取組例◆

- 加西市障害福祉計画に基づく訪問系サービス（居宅介護等）、移動支援等（地域生活支援事業）、日中活動系サービス（生活介護、短期入所、生活訓練等）、居住系サービス（グループホーム等）などの充実
- 第三者評価等の適正な苦情処理システムの確立と運用（県との事業所合同監査）
- 年金・医療費・諸手当給付等の経済的支援
- 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付制度の利用支援
- あったか友愛訪問活動と連携した地域福祉の推進
- 社会福祉協議会活動との連携強化等（町単位のサロン開設を推進）
- 加西市障がい者（児）相談支援センターやすらぎの設置
- 専門相談機関との連携
- サービス等利用計画の作成の促進、指定特定相談支援事業所の設置促進
- 北播磨障害者（児）地域自立支援協議会との連携

(2) 保健・医療の充実

- ①障がいの原因となる糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ②障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの充実に努めます。
- ③精神障がいのある人への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進するため、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図ります。
- ④難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。
- ⑤障がいの原因となる精神疾患、難病、外傷等について、市民、保健・医療従事者等に対して、その予防や治療に関する正しい知識の普及を図ります。
- ⑥「障害者総合支援法」に基づき、自立支援医療の活用を促進するとともに、重度障がいのある人の医療にかかる経済的負担を軽減します。

◆具体的な取組例◆

- 健康診査や各種検診体制の充実と受診への積極的な勧奨
- 「健康かさい21」に基づく取組の推進
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進
- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供
- 難病特定疾患対策の推進（加東健康福祉事務所との連携）
- 医療に係る経済的支援（自立支援医療費の給付）

(3) 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ①妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施により、障がいの原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。
- ②支援が必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、療育等の支援を行う児童発達支援や、居宅介護、短期入所等を提供します。また、支援が必要な子どもの発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供するほか、児童療育室、児童発達支援事業所等について、障がいの重度化や多様化を踏まえた療育の質の向上を促進します。
- ③障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。
- ④保育士や幼稚園教諭等の加配職員の配置等により、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。また、様々な障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。
- ⑤障がいのある子どももいない子どもも、ともに学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。
- ⑥障がいのある子どもに対する個別の配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供するよう努めます。
- ⑦合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級から特別支援学校へとつながる「多様な学びの場」の充実を図ります。
- ⑧保健、医療、福祉、教育等との連携のもと、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を図るとともに、特別支援学校等の卒業後も途切れのない、ライフステージに応じた総合的で計画的な支援につなげていきます。

◆具体的な取組例◆

- 妊産婦・新生児等への保健サービスの実施（乳幼児健診、乳幼児保健事業、発達相談など）
- 地域における療育体制の充実等（健康課、児童療育室、総合教育センターとの連携）
- 個に対応する一貫した総合的療育の体制充実（サポートノートの配付・活用、ペアレントトレーニングの実施）
- 支援が必要な子どもに対する児童発達支援や、居宅介護、短期入所、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の福祉サービスの提供
- 保育所・幼稚園における障がいのある子どもの受け入れ体制の確保
- 障がいのある子どもに対する教育の提供
- 教育環境の整備
- 特別支援教育支援員の配置
- 特別支援教育の充実に向けた取組（教育相談・就学相談の実施等）

4 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

現状と課題

アンケート調査より

○災害対策については、災害情報が的確に伝わる体制づくりや、避難のための支援、避難場所での適切な支援などの充実が求められています。

団体ヒアリング調査、事業所調査より

○「住居・生活環境の改善」「民間施設、公共機関のバリアフリー化」「道路・公共交通機関のバリアフリー化」「こころのバリアフリーの推進」などに関する意見があげられています。

市の取組状況及び課題

○関係法令等に基づき、公共施設等の整備に取り組んでいます。
○駅前広場、道路等のバリアフリー化の方針を定め、順次整備を行っています。
○自動車運転免許の取得に係る経費や改造に係る経費の助成を行っています。
○北播磨地区福祉有償運送運営協議会に参画し、ボランティアによる移動支援の充実に努めています。
○要援護者台帳の整備については、避難誘導體制の確立に向けて、地域の関係機関・団体等と連携し、さらなる取組を推進することが必要です。
○警察をはじめ、関係機関との連携により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見・対応に努めています。
○障がいのある人の情報入手手段を確保するため、本市ホームページや広報紙の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用など、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めています。

(1) 住宅・住環境、交通など生活環境の整備充実

- ①障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。
- ②障がいのある人が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム等の整備を促進するとともに、その利用の促進を図ります。
- ③公共施設の新設にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、ユニバー

サルデザインを踏まえた施設整備を行います。

- ④施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の特性等を把握したうえで、障がい者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置などを推進します。
- ⑤歩道の段差解消、点字ブロック整備などを推進します。
- ⑥通行の支障となる放置自転車の撤去や路上違法駐車を減少をめざした取組を進めます。
- ⑦障がいのある人に必要な配慮についての広報・啓発を行うなど、「こころのバリアフリー化」の普及に努めます。
- ⑧「道路運送法」に基づく福祉有償運送の実施のため、北播磨地区福祉有償運送運営協議会に参画し、障がいのある人などの移動手段の充実を図ります。

◆具体的な取組例◆

- 日常生活用具の給付及び住宅改修費の助成
- グループホーム等の整備
- ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設などの整備促進
- 病院等公共施設における多目的駐車場の見直し
- 「道路運送法」に基づく福祉有償運送の実施

(2)地域の防災・防犯体制の強化

- ①要配慮者及び避難行動要支援者の把握のために、引き続き要援護者台帳の整備に取り組みます。また、要援護者台帳の提供を通じて地域の関係機関・団体等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取組を引き続き推進します。さらに、その制度や支援体制の仕組みについての啓発に努めます。
- ②要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人達に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について、特に配慮します。また、自然災害発生時には、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせます。
- ③避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。また、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定を増やすとともに、災害発生時に介護・医療的ケアなどの支援が円滑に実施できるよう、平常時においても指定された機関との連携に努めます。
- ④警察と地域の障がい者団体、福祉施設等との連携の促進等により、障がいのある人が

犯罪に巻き込まれないよう、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。兵庫県警察メール 110 番・FAX110 番（聴覚言語障がい者用 110 番）の利用を促進することにより、緊急時の連絡体制の充実を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。また、罪を犯した障がいのある人（触法障がい者）の地域生活支援について、兵庫県地域生活定着支援センターをはじめ、関係機関との連携を図るとともに、地域での理解を深めていきます。

- ⑤障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- ⑥徘徊により行方不明となった認知症高齢者等を、地域の支援を得て早期に発見する「徘徊 SOS ネットワーク事業」との連携を図るなど、障がいのある人に対する地域での見守り体制の構築に向けて検討を図ります。

◆具体的な取組例◆

- 要援護者台帳の整備及び避難誘導體制の確立
- 避難のための情報伝達体制の確立
- 避難施設のバリアフリー化の促進
- 福祉避難所の設置促進及び受け入れ体制の確立
- 防犯対策の推進
- 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

(3) 情報の利用しやすさ(情報アクセシビリティ)の推進

- ①ホームページ及び広報紙、パンフレット等により、サービスなどの情報提供を充実します。
- ②障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣、設置等による支援を行うほか、手話通訳者等の養成研修等を実施するなど、意思疎通支援事業の充実を図ります。情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対する日常生活用具の給付を行います。また、知的障がいのある人等のコミュニケーション手段の確保を図るため、コミュニケーションボードの設置等について調査研究を進めるなど、支援のあり方を検討します。
- ③障がいのある人を含む全ての人の利用しやすさに配慮した、行政情報の電子的提供の充実に努めるとともに、各関係機関におけるホームページ等のアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。
- ④視覚障がいのある人の情報提供の手段として、「声の広報」「点字広報」などを発行します。

◆具体的な取組例◆

- 障害福祉サービス等各種支援サービスの周知
- 意思疎通支援事業の充実
- 情報アクセシビリティの向上
- 「声の広報」「点字広報」の発行

5 行政サービス等における配慮の推進

現状と課題

団体ヒアリング調査、事業所調査より

○「行政機関等の理解及び配慮の促進」などに関する意見があげられています。

市の取組状況及び課題

- 市の事務・事業の実施にあたっては、「障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）」に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を行うことが必要です。
- 視覚障がいのある人によりよい環境で投票してもらうよう、選挙公報の点字版を作成しています。
- 選挙事務を行うにあたっては、障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるよう留意することが必要です。

(1) 行政機関等における配慮及び障がいのある人の理解の促進等

- ①事務・事業の実施にあたっては、「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ②窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。
- ③行政情報の提供等にあたっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。

◆具体的な取組例◆

○市職員等の障がい者理解の促進等

(2) 選挙等における配慮等

- ①点字による候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。
- ②移動に困難を抱える障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障がいのある人等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
- ③指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

◆具体的な取組例◆

- 投票所の様々なバリアの除去
- 選挙公報の点字版・音声版等の配布

第3部 第4期加西市障害福祉計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の視点

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人もともに暮らせるまちづくり」という共生社会を実現するため、障がいの種別や程度を問わず、自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービス及び相談支援その他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮します。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

身体・知的・精神の3障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がいのある人等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がい者、難病患者等が法に基づく給付の対象となっている旨の周知を継続して図ります。

③ 地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 国の基本指針に基づく考え方

市町村障害福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。第4期障害福祉計画の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりとなっています。

①計画の作成プロセス等に関する事項

「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルにそって障害福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障害福祉計画においても、計画の中でのPDCAサイクルの明示、それにとまなう指標の精査等を行うこととされています。

②成果目標に関する事項

市町村障害福祉計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」として目標を設定します。計画で設定する「成果目標」は次のとおりです。

■成果目標に関する事項

- ・福祉施設から地域生活への移行促進【継続】
- ・精神科病院から地域生活への移行促進【成果目標の変更】
- ・地域生活支援拠点等の整備【新規】
- ・福祉施設から一般就労への移行促進【整理・拡充】

③その他の事項

ア. 障がい児支援体制の整備

市町村障害福祉計画においては、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定めるよう努めることとされています。

イ. 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

サービス等利用計画について、これまでは作成数の増加に向けた体制の拡充が求められてきましたが、今後は計画の内容の充実に向けて、関係者のネットワークの強化等を図ることがめざされています。

平成23年に「障害者虐待防止法」が成立したことを受けて、虐待防止、支援の質により重点を置くとともに、権利擁護の一環として成年後見制度の利用促進等についても位置づけることが求められています。

2 成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

① 基本的考え方

国の基本指針では、平成 25 年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本とするとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者 53 人のうち、7 人（13.2%）が地域生活へ移行すると見込みます。また、施設入所者の 3 人（5.7%）を削減し、平成 29 年度の施設入所者数を 50 人と設定します。

② 目標値

項目		数値
平成 25 年度末時点の施設入所者数		53 人
目標年度（平成 29 年度末）の施設入所者数		50 人
平成 29 年度までの目標値	地域生活移行数	7 人
	削減見込み	3 人

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

① 基本的考え方

第 4 期計画では、県で目標値が設定されるため、本市独自の目標値は設定しません。国と県の目標値は次の通りです。

- 入院後 3 か月時点の退院率 国：64%以上 県：58.6%
- 入院後 1 年時点の退院率 国：91%以上 県：91.2%
- 1 年以上の長期在院者数の削減 国：平成 24 年 6 月末から 18%以上減
県：平成 24 年 6 月末から 12.7%減

(3) 地域生活支援拠点等の整備

①基本的考え方

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、平成 29 年度までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするとされています。これを踏まえ、本市では、目標年度（平成 29 年度）に1つの整備をめざします。

②目標値

項目	数値
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1箇所

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

①基本的考え方

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定し、その目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本ととしています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとされています。

本市では、平成 24 年度における一般就労への移行者はなかったため、平成 25 年度実績及び平成 26 年度見込みを踏まえ、平成 29 年度の目標値を6人と設定します。また、就労移行支援事業の利用者数については、市内の事業所が1か所であるため、当該事業所の定員数（6人）に市外事業所の利用見込みをあわせ、10人と設定します。事業所の就労移行率の向上に向けては、1か所ある事業所の移行率向上を促進します。

②目標値

項目	数値
平成 24 年度の一般就労への移行実績	0人
平成 29 年度目標値	年間一般就労移行者数 6人
平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数	6人
平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数（目標値）	10人
平成 29 年度末において就労移行率が3割以上の事業所割合	事業所数 1箇所 % 100.0%

3 障害福祉サービス(活動指標)

(1) 訪問系サービス

■見込み量算出の考え方

○平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて見込みます。

○利用実績はやや減少か横ばいの傾向にありますが、重度訪問介護の対象者の拡充や、平成26年度から利用実績がみられる同行援護の定着等を踏まえ、一定量の整備を見込みます。

■第4期計画の見込み(1月あたり)

サービス名	単位	平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	577	664	716	767
同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	35	41	45	49

■サービス提供に向けての取組

○利用者のニーズに対して提供体制が不足している状況ではありませんが、今後の新規利用にスムーズに対応できるよう、事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする新規事業者の参入促進を図ります。

○障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■見込み量算出の考え方

○平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて見込みます。

○生活介護や就労継続支援B型の実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、施設入所から地域生活への移行、一般就労への移行促進を図る観点から、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。

■第4期計画の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日/月	2,348	2,463	2,559	2,656
	人/月	123	128	133	138
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	32	32	32
	人/月	0	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	20	20	20	20
	人/月	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	100	120	160	200
	人/月	5	6	8	10
就労継続支援A型	人日/月	261	479	479	479
	人/月	12	22	22	22
就労継続支援B型	人日/月	1,323	1,414	1,450	1,504
	人/月	74	79	81	84
療養介護	人/月	10	10	10	10
短期入所	人日/月	205	255	255	255
	人/月	21	26	26	26

■サービス提供に向けての取組

- 特別支援学校の卒業生が身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業者や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の適切なサービス利用計画の作成に努めます。
- 利用者が増加傾向にある生活介護の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。
- 長期入院者が地域移行できるように必要な訓練を実施する生活訓練事業は、地域移行を推進する上でも重要であり、事業の確保を図ります。
- 一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、就労移行支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター等を活用し、適切なサービスを利用することで就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
- 就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。
- 利用者が増加傾向にある就労継続支援B型の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。
- 地域活動支援センター等の就労系サービスへの移行に対して支援を行い、日中活動の場の整備に努めます。
- サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

(3) 居住系サービス

■見込み量算出の考え方

- 平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて見込みます。
- 施設入所者の削減を図るとともに、グループホームについては、施設入所・入院からの地域移行者数を見込みます。

■第4期計画の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	15	17	20	23
施設入所支援	人/月	57	55	53	50

■サービス提供に向けての取組

- 入所・入院中の障がいのある人の地域生活への移行を進めるにあたり、共同生活援助（グループホーム）の計画的な推進が必要となるため、地域移行の状況を把握しサービス提供に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）の充実を図るため事業者へ働きかけ、利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。
- 施設入所支援については、障がいのある人のセーフティネットとしての機能を鑑み、緊急性や生活実態、ニーズを考慮すると同時に、計画相談支援の質を高めつつ、見込み量に向けた取組を進めます。

(4) 相談支援

■見込み量算出の考え方

- 計画相談支援については、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象とします。
- 地域移行支援については、利用実績はありませんが、入所施設、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込みます。
- 地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し地域生活が不安定な人を勘案して見込みます。

■第4期計画の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	35	64	69	74
地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1	1

■サービス提供に向けての取組

- 障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある人に対し、適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。
- 施設又は入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

(5) 障害児通所支援

■見込み量算出の考え方

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成24年度から平成26年度の実績を踏まえて見込みます。
- 保育所等訪問支援については、サービス提供事業所が市内に無く、利用実績がないため、サービスの周知と広域も含めた利用促進を図る前提に、今後の利用を見込みます。
- 医療型児童発達支援については、平成25年度、26年度の実績を踏まえて見込みます。

■第4期計画の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日/月	33	60	60	60
	人/月	7	10	10	10
放課後等デイサービス	人日/月	14	21	21	21
	人/月	2	3	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	0	3	3	3
	人/月	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	18	30	30	30
	人/月	2	3	3	3

■サービス提供に向けての取組

- 身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を確保するため整備に努めます。

(6) 障害児相談支援

■見込み量算出の考え方

○平成25年度、26年度の実績を踏まえて見込みます。

■第4期計画の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人/月	2	3	3	3

■サービス提供に向けての取組

○障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。

4 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■第4期計画の見込み（年間）

区分		平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有

■サービス提供に向けての取組

○理解促進研修・啓発事業は、平成25年度から新たに必須として設定された事業ですが、本市では、これまでも独自に継続して取り組んでいるものです。今後とも、障がいのある人等の理解に向けて、これまで実施してきた多様な事業を組み合わせ、有効な形で展開を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

■第4期計画の見込み（年間）

区分		平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	有無	無	無	有	有

■サービス提供に向けての取組

○平成25年度から新規に設定された事業であり、障がいのある人等をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取組を促進し、計画中間年度からの実施を図ります。

(3) 相談支援事業

■第4期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能 強化事業	有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有

(障害者虐待防止法に関する取組)

障害者虐待防止センター	有無	有	有	有	有
-------------	----	---	---	---	---

■サービス提供に向けての取組

- 障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築に向け、地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。
- 地域における相談支援事業者の状況等により、相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置について共同設置も含めて検討します。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人の支援として、入居契約手続きや生活上の課題解決に向けたサポートをする体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センター（相談窓口）としての機能を果たすとともに、地域における関係機関等の協力体制の整備及び支援体制の強化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■見込み量算出の考え方

○平成24年度から平成26年度の利用実績を踏まえ、サービスの周知と利用促進を図る前提に、今後の利用を見込みます。

■第4期計画の見込み（年間）

区分		平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	1	1	1	2

■サービス提供に向けての取組

○継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取組を進めていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■第4期計画の見込み（年間）

区分		平成26年度 実績見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有

■サービス提供に向けての取組

○平成25年度から新規に設定された事業であり、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、計画最終年度からの実施を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

■見込み量算出の考え方

○平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用件数）	件	75	80	80	80
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1

■サービス提供に向けての取組

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、実績の動向を踏まえ、現状の体制を確保しつつサービスの提供に努めます。手話通訳者派遣事業にあわせ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力も含め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。

○設置した手話通訳者の体制を維持するとともに、市が主催する大規模な講演等で、聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■見込み量算出の考え方

○平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4	4
自立生活支援用具	件	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8	8
排泄管理支援用具	件	900	924	948	972
居宅生活動作補助用具	件	2	2	2	2

■サービス提供に向けての取組

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(8)手話奉仕員養成研修事業

■見込み量算出の考え方

- 平成 25 年度、平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	人	10	10	10	10

■サービス提供に向けての取組

- 地域自立支援協議会等と連携して、手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、手話及び要約筆記に従事できる人材の確保に努めます。

(9)移動支援事業

■見込み量算出の考え方

- 平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人	19	20	21	22
延利用時間数	時間	3,052	3,100	3,250	3,400

■サービス提供に向けての取組

- 利用ニーズの増加に対応し、サービス提供事業者の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。
- 障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター

■見込み量算出の考え方

○平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自市町内分	実施か所数 か所	3	3	3	3
	利用者数 人	24	26	28	30

■サービス提供に向けての取組

○第 3 期計画期間中に 2 か所の新設を図っており、全 3 か所の体制を維持するとともに、障がいのある人の自立、社会参加を図るため、地域活動支援センターの周知や利用促進を図ります。

(11) 日中一時支援事業

■見込み量算出の考え方

○平成 24 年度から平成 26 年度の実績及び事業者の参入動向を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人日	337	2,750	2,750	2,750

■サービス提供に向けての取組

○平成 27 年から市内に 1 か所の新設が予定されており、延べ利用日数は大きく増加する見込みです。サービスの適切な利用と質の向上を促進する必要があります。

(12) 訪問入浴

■見込み量算出の考え方

○平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人	2	3	3	3

■サービス提供に向けての取組

○在宅の重度身体障がいのある人の地域生活を支援するため、必要なサービス提供を行えるよう努めます。

(13) 社会参加促進事業

■見込み量算出の考え方

○平成 24 年度から平成 26 年度の実績を踏まえて見込みます。

■第 4 期計画の見込み（年間）

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度身体障害者自動車 改造助成	件	3	3	3	3
重度身体障害者運転免許 取得費助成	件	2	2	2	2
声の広報発行事業	人	16	16	16	16
障がい者スポーツ大会 開催事業	人	189	200	200	200
社会参加支援事業 (サロン事業)	か所	6	6	6	6

■サービス提供に向けての取組

○概ね現状維持を想定しながら事業を展開し、障がいのある人の適正な社会参加が図れるよう、広報やホームページ等を活用して周知を図ります。

○障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人の集いの場となるサロン事業の支援に努めます。

第4部 資料編

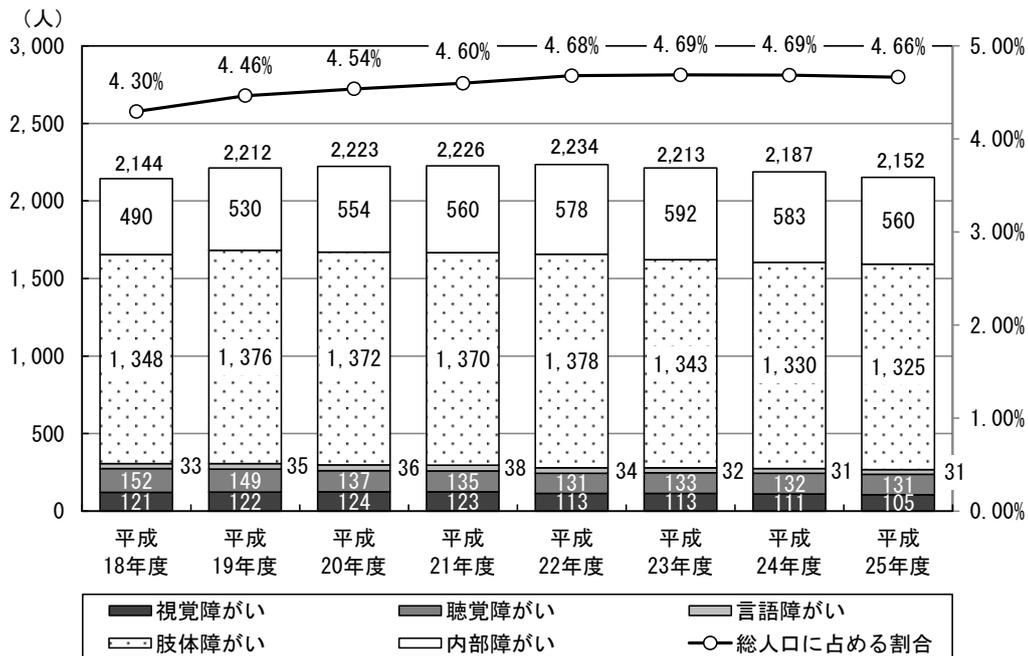
1 障がいのある人の人数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

○本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 22 年度までは増加傾向となっておりますが、平成 25 年度は 2,152 人と減少しており、本市の総人口 46,141 人に対して 4.66% を占めています。

○障がい種別では、平成 25 年度で肢体障がい が 1,325 人と最も多く、次いで内部障がい が 560 人となっております、平成 22 年度と比較すると肢体障がいは 53 人、内部障がいは 18 人の減少となっております。

■障がいの障がい種別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料: 手帳所持者数 / 地域福祉課調べ (各年度末現在)

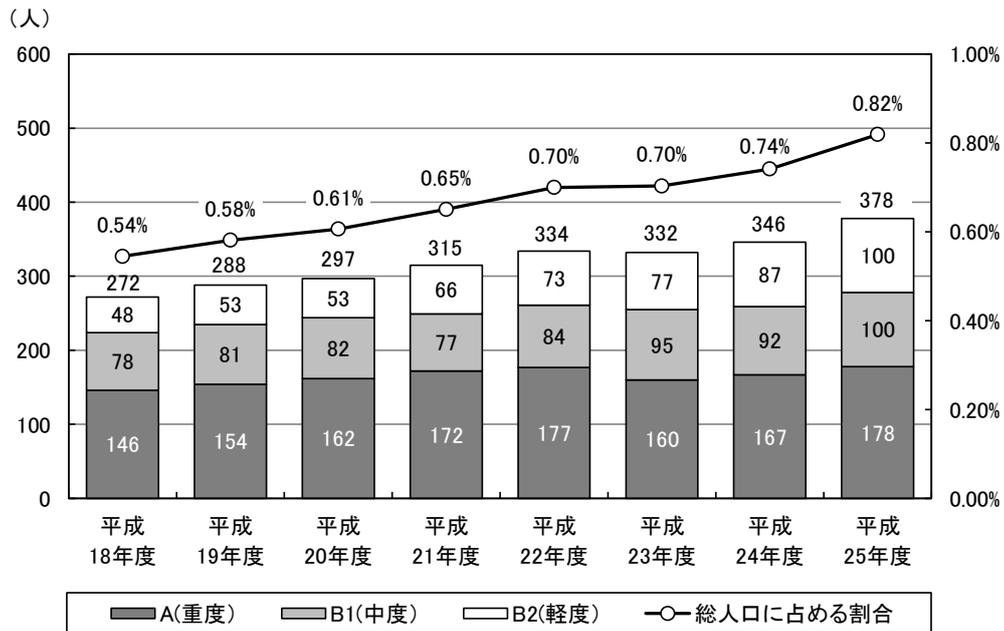
総人口 / 住民基本台帳 (各年度末現在)

(2)療育手帳所持者数の推移

○本市の療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成 25 年度は 378 人と、本市の総人口 46,141 人に対して 0.82%を占めています。

○等級別では、平成 25 年度で A（重度）が 178 人と最も多くなっています。平成 18 年度と比較すると、B2（軽度）では 52 人の増加となっています。

■療育手帳所持者の障がい等級の推移



資料：手帳所持者数／地域福祉課調べ(各年度末現在)

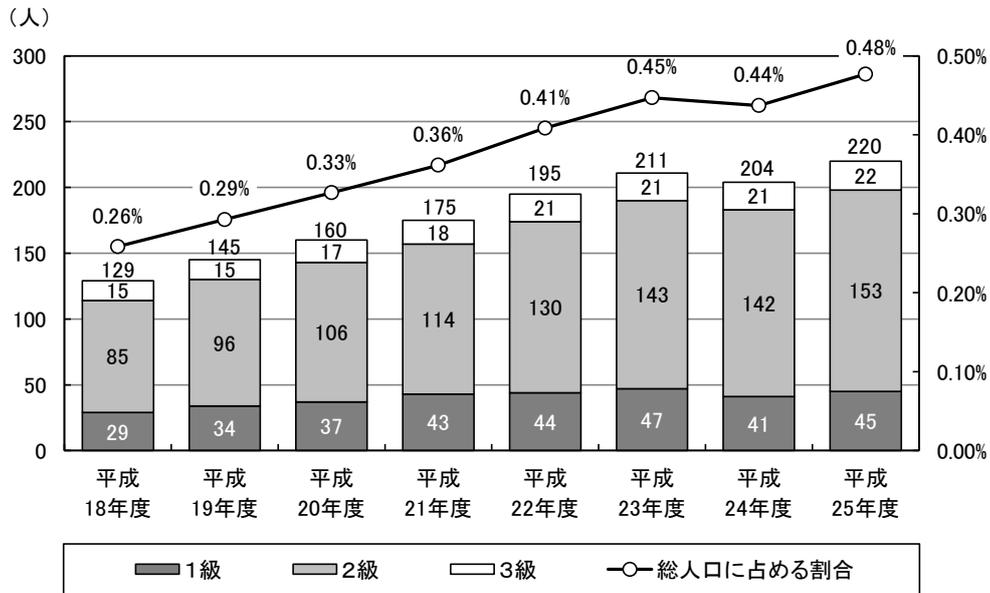
総人口／住民基本台帳(各年度末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

○本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成 25 年度は 220 人と、本市の総人口 46,141 人に対して 0.48%を占めています。

○等級別では、平成 25 年度で 2 級が 153 人と最も多く、平成 18 年度と比較すると、68 人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：手帳所持者数／地域福祉課調べ(各年度末現在)
 総人口／住民基本台帳(各年度末現在)

2 自立支援医療費受給者数の推移

○自立支援医療費受給者数の推移をみると、「精神通院医療」の受給者が増加傾向であり、平成 25 年度が 431 人と、平成 18 年度と比較すると、93 人の増加となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移 (各年度 3 月 31 日現在)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
更生医療	6	9	12	13	20	17	13	12
育成医療	県事業実施(H18~H24)							4
精神通院医療	338	363	355	379	377	425	442	431

3 障害支援(程度)区分認定者数の推移

○障害支援(程度)区分認定者数の推移をみると、認定者の数が年々増加傾向であり、平成25年度が237人と、平成18年度と比較すると、154人の増加となっています。

■障害支援(程度)区分認定者数の推移(各年度3月31日現在)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
区分6	10	18	18	29	34	39	53	61
区分5	1	2	6	14	19	22	28	39
区分4	11	16	20	28	33	36	38	38
区分3	25	30	35	36	43	44	44	54
区分2	24	31	29	30	45	53	50	37
区分1	12	20	22	27	20	17	13	8
合計	83	117	130	164	194	211	226	237

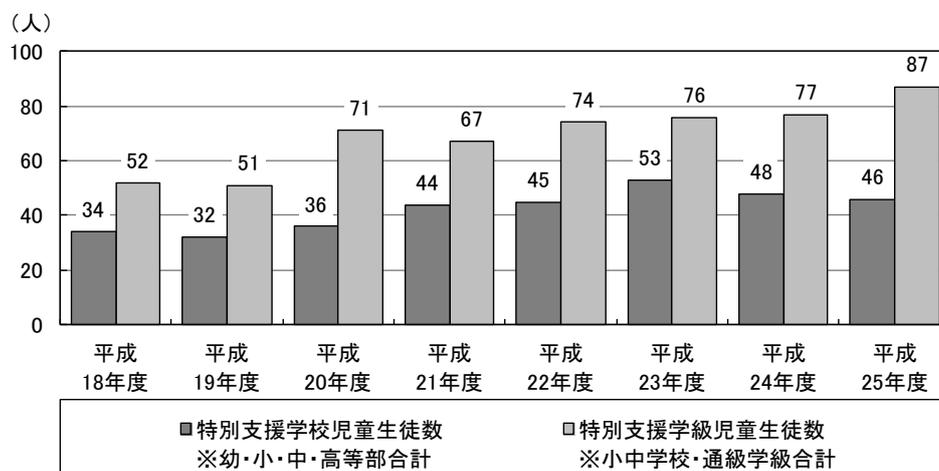
4 学校教育

(1) 学校教育の状況

○特別支援学校児童生徒数の推移をみると、平成19年度以降増加しており、平成23年度では53人と最も多くなっていますが、その後やや減少傾向にあります。

○特別支援学級児童生徒数の推移をみると、増減を繰り返しながら増加傾向にあり、平成25年度は87人となっています。

■特別支援学校等の児童生徒数

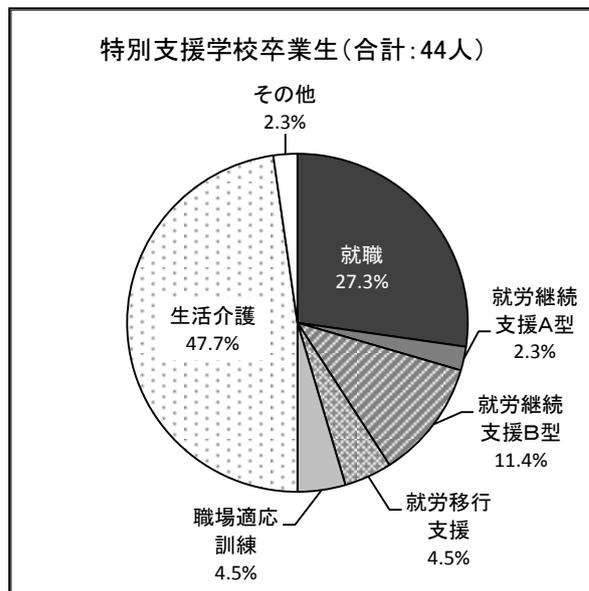


資料: 特別支援学校児童生徒数(各年度5月1日現在)
特別支援学級児童生徒数(各年度5月1日現在)

(2) 特別支援学校卒業生の進路状況(平成19年～25年の卒業生累計)

■ 卒業後の進路の状況

○特別支援学校卒業生の進路状況の推移をみると、「生活介護」が47.7%と最も多く、次いで「就職」が27.3%、「就労継続支援B型」が11.4%、「就労移行支援」「職場適応訓練」がそれぞれ4.5%、「就労継続支援A型」が2.3%となっています。



資料:特別支援学校卒業生の進路状況
(各年度累計5月1日現在)

5 第3期障害福祉計画に係る数値目標の進捗状況

(1) 訪問系サービス

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、平成24年度、25年度ともに計画値を上回りましたが、平成26年度では計画値を下回る実績となっています。

○「同行援護」は平成23年10月から開始されたサービスで、平成25年度までは利用実績はありませんでしたが、平成26年度には計画値を上回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間/月	510	560	543	603	575	562
同行援護	時間/月	5	0	7	0	10	15

(2) 日中活動系サービス

○日中活動系サービスをみると、「生活介護」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」で、各年度ともに計画値を上回っています。「就労移行支援」は、平成24年度と平成26年度は計画値を下回る実績となっていますが、平成25年度は計画値を上回る実績となっています。「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「療養介護」は計画値を下回る実績となっています。

○「短期入所」は、平成24年度でほぼ計画値通りの実績になっていますが、平成25年度、平成26年度では計画値を下回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
生活介護	人日/月	2,002	2,004	2,055	2,136	2,196	2,348
自立訓練（機能訓練）	人日/月	59	32	79	0	79	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	40	20	59	11	79	20
就労移行支援	人日/月	70	54	88	104	106	100
就労継続支援A型	人日/月	216	229	218	280	220	261
就労継続支援B型	人日/月	655	935	796	1,187	937	1,323
療養介護	人/月	11	10	11	9	11	10
短期入所	人日/月	244	241	257	194	270	205

(3) 居住系サービス

○居住系サービスをみると、「共同生活介護・共同生活援助」で、各年度ともに計画値を下回る実績となっています。「施設入所支援」については、平成 24 年度、平成 26 年度において計画値を上回っていますが、地域移行を進める中で、入所者数はやや減少してきています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
共同生活介護 共同生活援助	人/月	21	18	25	17	29	15
施設入所支援	人/月	55	59	55	53	54	57

(4) 相談支援

○「計画相談支援」は、平成 24 年度から原則として全ての障害福祉サービス等を利用する人について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成（指定相談支援事業者が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可。）が必要となるなど対象者の拡大が図られたことから、見込みを多く設定しており、実績は平成 24 年度の 6 人、平成 25 年度の 9 人、平成 26 年度の 35 人と増加しつつあるものの、計画値を下回る状況となっています。

○平成 24 年度から「地域移行支援」「地域定着支援」が個別給付化されましたが、実績は「地域定着支援」で平成 25 年度と平成 26 年度が 1 人となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
計画相談支援	人/月	33	6	55	9	77	35
地域移行支援	人/月	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人/月	5	0	5	1	5	1

(5) 相談支援事業(地域生活支援事業)

○「相談支援事業(地域生活支援事業)」は、平成24年度、25年度、26年度でいずれも計画値通りの実績となっていますが、「基幹相談支援センター」のみ未設置となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援 事業	人	1	0	1	0	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	有	無
障害者虐待防止センター	有無	有	有	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業(地域生活支援事業)

○「意思疎通支援事業(地域生活支援事業)」は、平成24年度、25年度、26年度ともに、ほぼ計画値に近い実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業(実利用者数)	人	11	13	12	11	13	12
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

※ 平成24年度は、「コミュニケーション支援事業(地域生活支援事業)」として実施。

(7) 日常生活用具給付等事業(地域生活支援事業)

○「日常生活用具給付等事業(地域生活支援事業)」は、平成24年度、25年度、26年度ともに計画値を下回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
介護訓練支援用具	件	10	4	10	2	10	4
自立生活支援用具	件	13	1	13	4	13	4
在宅療養等支援用具	件	13	7	13	9	13	8
情報・意思疎通支援用具	件	19	10	19	6	19	8
排泄管理支援用具	件	1,369	862	1,459	840	1,669	900
住宅改修費	件	2	0	2	2	2	2

(8) 移動支援事業(地域生活支援事業)

○「移動支援事業(地域生活支援事業)」は、平成24年度、25年度、26年度ともに計画値を下回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
利用者数	人	22	15	24	19	26	19
利用量	時間	3,362	2,950	3,667	3,199	3,973	3,052

(9) 日中一時支援事業(地域生活支援事業)

○「日中一時支援事業(地域生活支援事業)」は、平成24年度、25年度、26年度ともに計画値を上回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
利用者数	人日	321	357	321	353	321	337

(10) 訪問入浴(地域生活支援事業)

○「訪問入浴(地域生活支援事業)」は、平成24年度は計画値通りの実績になっていましたが、平成25年度、26年度は計画値を下回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
利用者数	人	2	2	3	1	4	2

(11) 社会参加促進事業(地域生活支援事業)

○「社会参加促進事業(地域生活支援事業)」は、「障がい者スポーツ大会開催事業」で目標人数をやや下回っていますが、平成24年度、25年度、26年度ともに、ほぼ計画値に近い実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
重度身体障害者自動車改造助成	件	2	2	2	4	2	3
重度身体障害者運転免許取得費助成	件	1	3	1	2	1	2
声の広報発行事業	人	16	16	16	17	16	16
障がい者スポーツ大会開催事業	人	200	192	200	183	200	189
社会参加支援事業(サロン事業)	か所	3	5	4	6	5	6

(12) 地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)

○「地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)」をみると、「基礎的事業実施」で、平成24年度、25年度、26年度ともに、実施か所数は計画値を上回る実績となっており、利用者数は平成24年度、25年度は見込みを下回りましたが、平成26年度は計画値通りの実績となっています。「機能強化事業Ⅲ型」については、平成24年度、25年度、26年度ともに計画値を上回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
基礎的事業実施 見込か所数	か所	1	2	1	3	1	3
基礎的事業利用 見込者数	人	20	9	22	10	24	24
機能強化事業Ⅰ型	か所	0	0	0	0	0	0
機能強化事業Ⅱ型	か所	0	0	0	0	0	0
機能強化事業Ⅲ型	か所	1	2	1	3	1	3

(13) 障がいのある児童への支援

○障がいのある子どもを対象としたサービスについては、「児童福祉法」の改正により、障がい種別で分かれていた体系が、平成24年度から一元化されることになりました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といったサービスが創設され、障がいのある子どもの支援体制の強化が図られています。

○「児童発達支援、医療型児童発達支援」は、各年度とも計画値を下回る実績となっています。

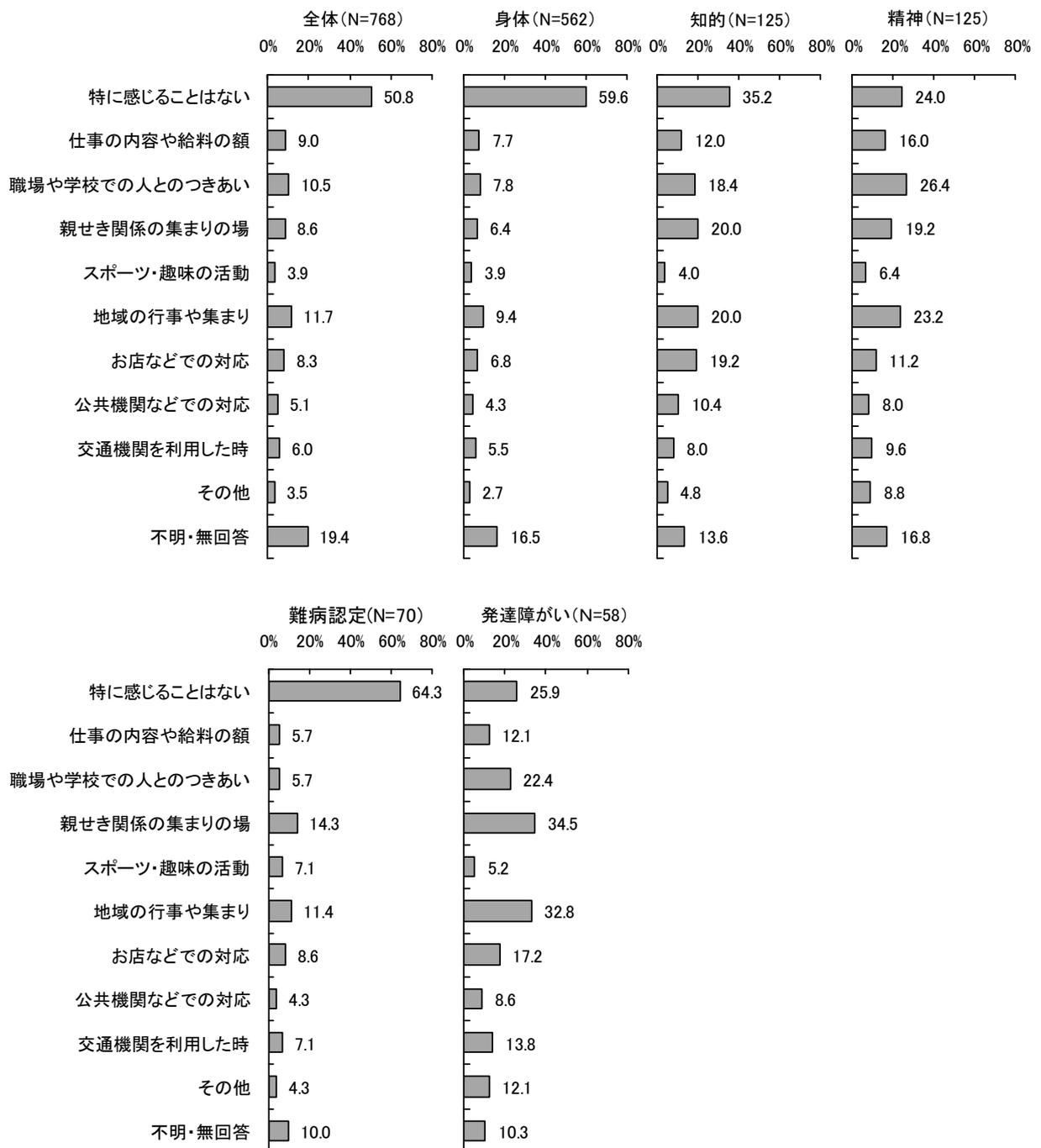
○「放課後等デイサービス」についても、各年度ともに計画値を下回る実績となっています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績見込
児童発達支援 医療型児童発達支援	人日/月	66	54	108	75	180	51
放課後等デイサービス	人日/月	54	12	90	15	90	14

6 アンケート調査結果

(1) 障がいがあるために感じる差別や偏見 障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

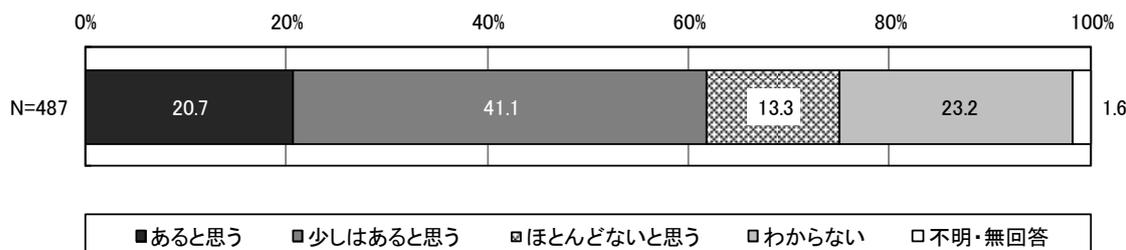
差別や偏見については、とりわけ、知的障がい、精神障がい、発達障がい等についての理解が十分とはいえないため、正しい理解を働きかけていく必要があります。



(2) 障がい理由とする差別や偏見

市民を対象とした調査(18歳以上)

障がいを理由とする差別や偏見があるかについては、「あると思う」と「少しはあると思う」の合計が約6割となっており、障がいや障がいのある人への理解を深めるための取組を積極的に行う必要があります。

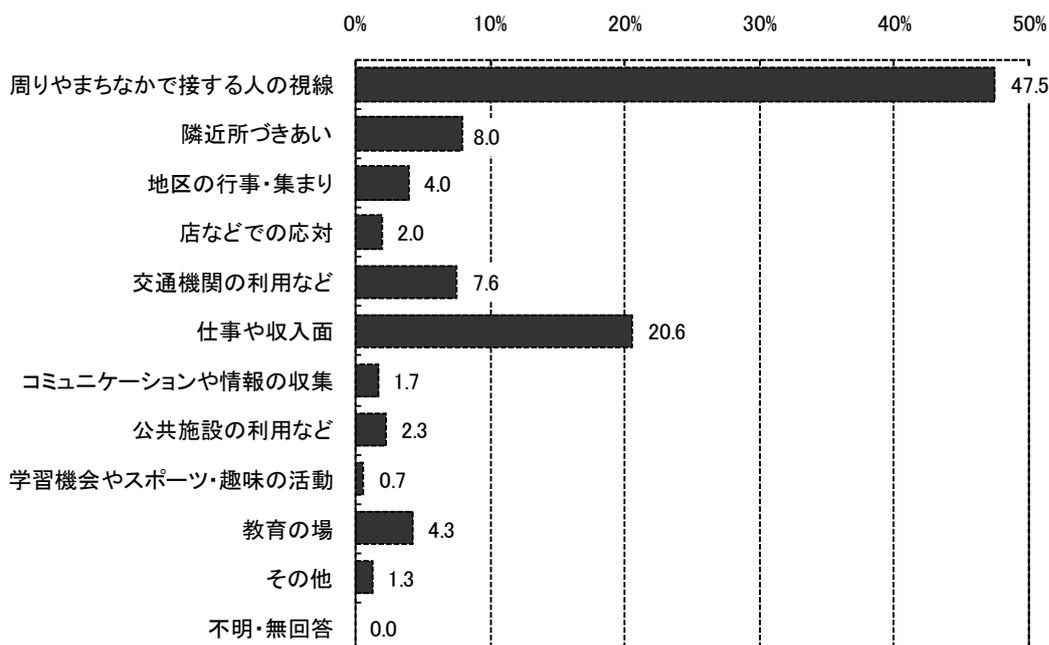


(3) どのようなときに障がいを理由とする差別や偏見を感じるか

市民を対象とした調査(18歳以上)

どのようなときに障がいを理由とする差別や偏見を感じるかについては、「周りやまちなかで接する人の視線」が約5割、「仕事や収入面」が約2割となっており、人間関係や収入面など日常生活の関係の中で差別や偏見を解消する取組が必要です。

N=301

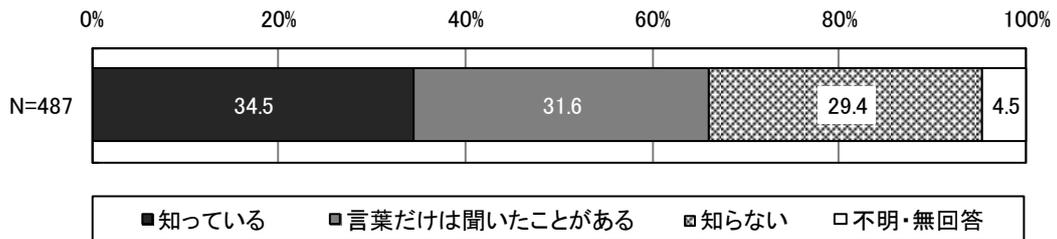


(4)「共生社会」の考え方について

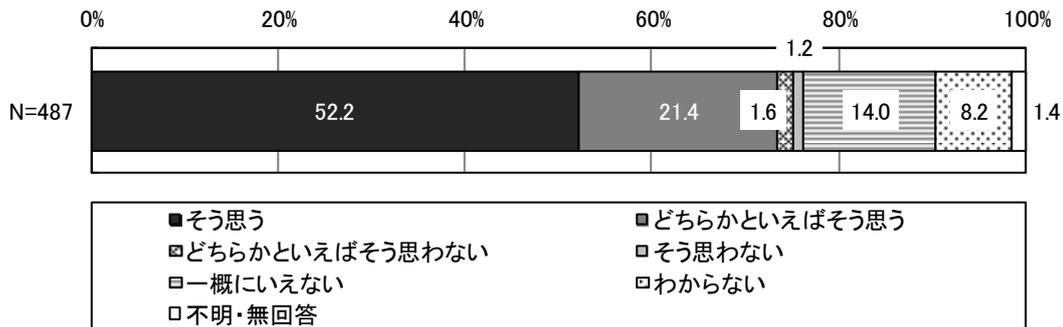
市民を対象とした調査(18歳以上)

共生社会の考え方については、その考え方に賛同する人が多くなっていますが、知っている人は3割台半ばとなっており、その内容等を分かりやすい形で示していくとともに、さらなる周知を図ることが必要です。

■共生社会の考え方を知っているか



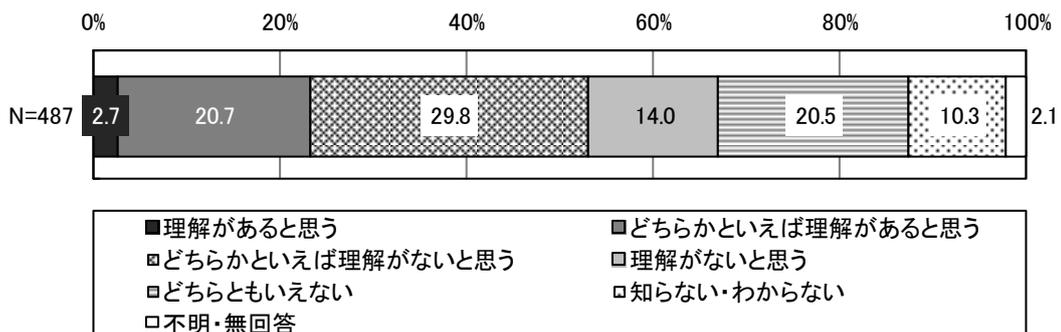
■共生社会の考え方(障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前という考え方)についてどのように思うか



(5)発達障がいについて社会の理解があると思うか

市民を対象とした調査(18歳以上)

発達障がいについて社会の理解があると思うかについては、「理解がない」が約半数となっており、理解を深めるための取組を積極的に行う必要があります。

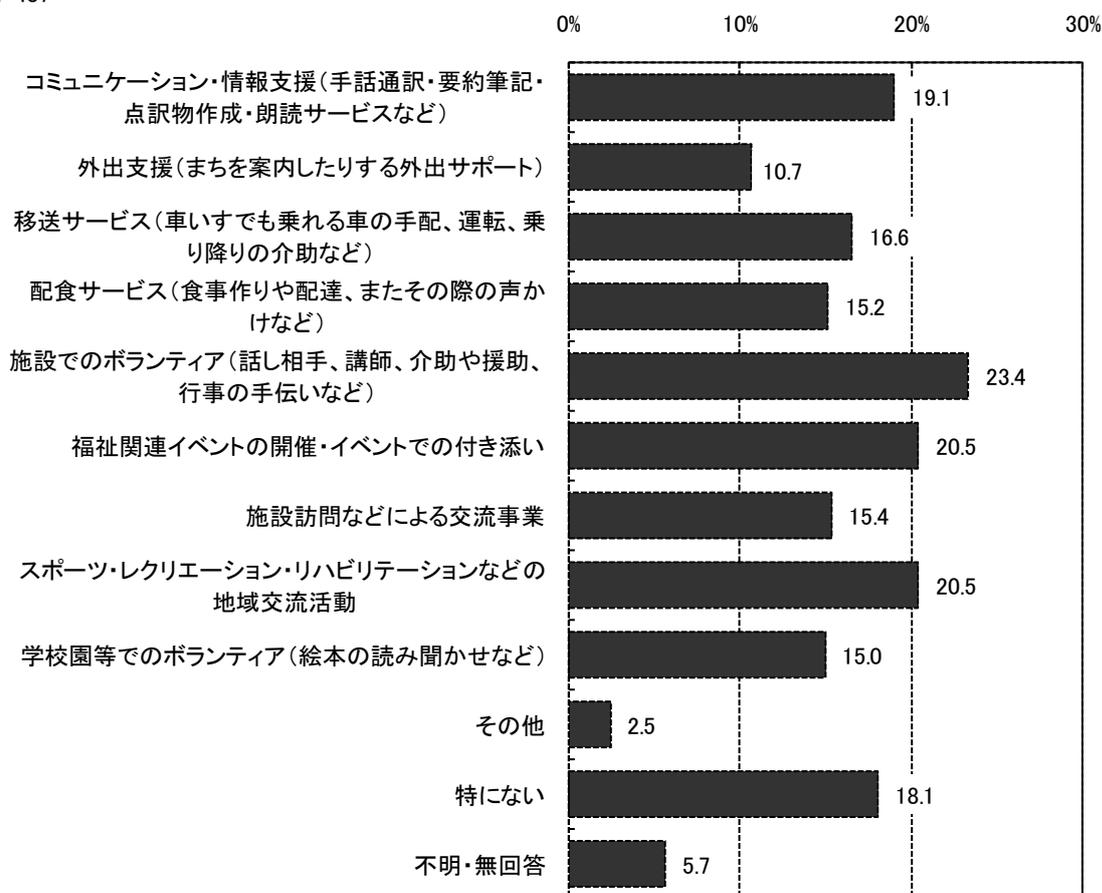


(6) 障がいのある人に対してどんな支援や活動をしてみたいか

市民を対象とした調査(18歳以上)

障がいのある人に対してどんな支援や活動をしてみたいかについては、「特にない」が18.1%となっていますが、「ボランティア」や「付き添い」など様々な支援や活動に参加したいという意見も多く、きっかけづくりに取り組むことが必要です。

N=487

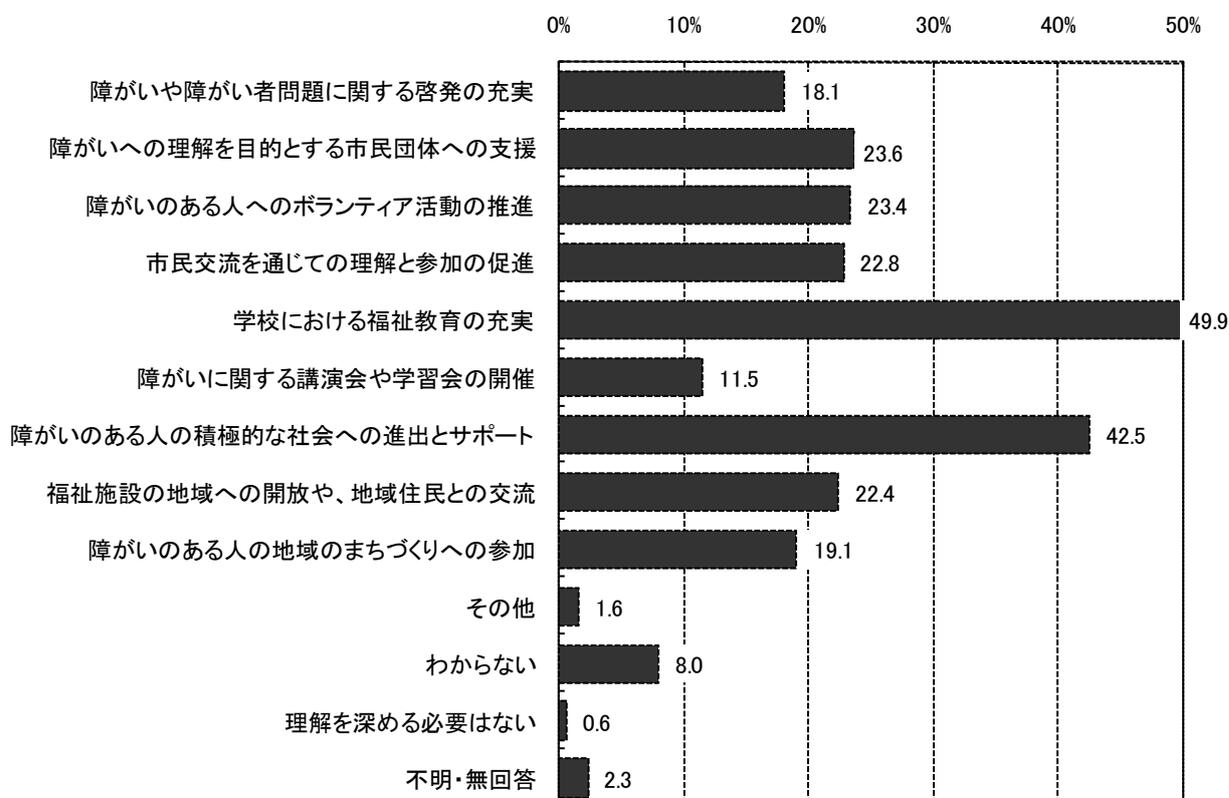


(7) 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

市民を対象とした調査(18歳以上)

障がいのある人への市民の理解を深めるためには、福祉教育や障がいのある人の側からの積極的な活動や働きかけ、交流活動の充実が必要であると考えられていることが伺えます。

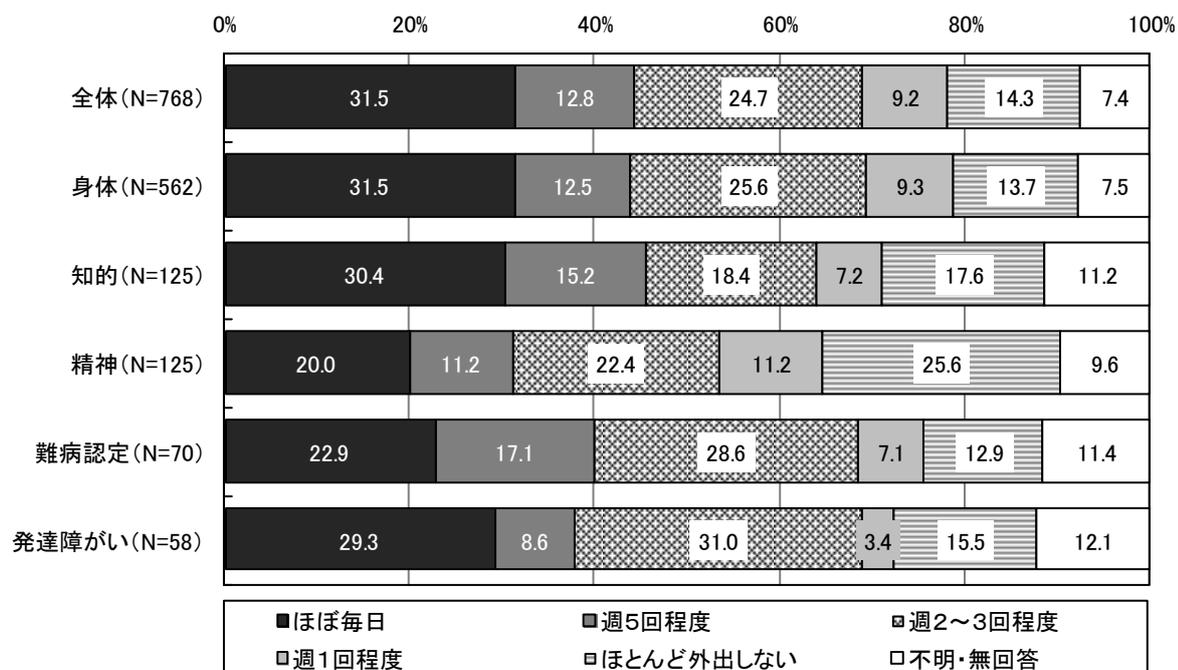
N=487



(8) 1 週間の外出の頻度

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

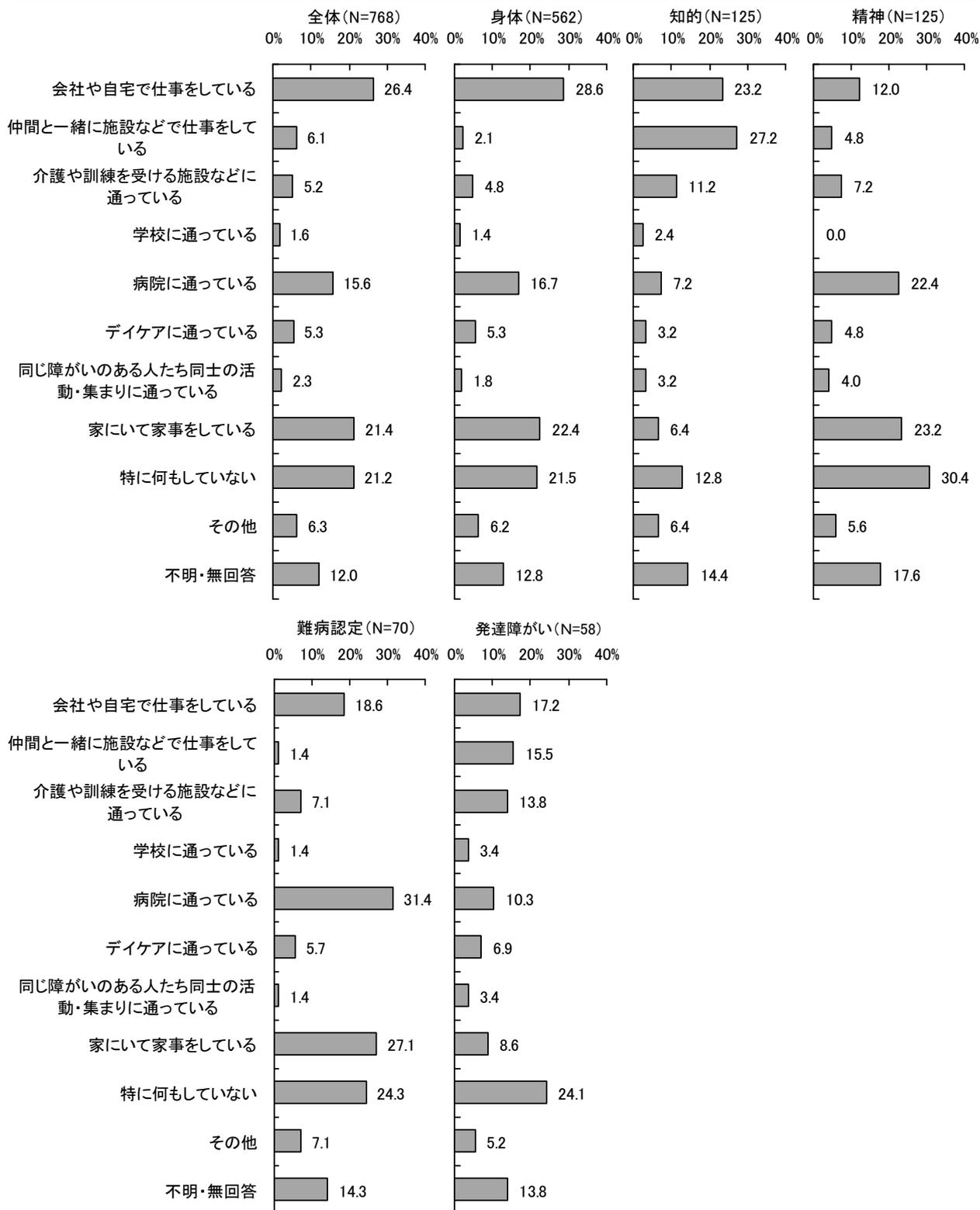
「ほとんど外出しない」が精神障がいのある人で 2 割半ば、それ以外では 1 割台となっており、これらの人の外出機会の確保に向けた取組の充実が求められています。



(9) 日中の過ごし方

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

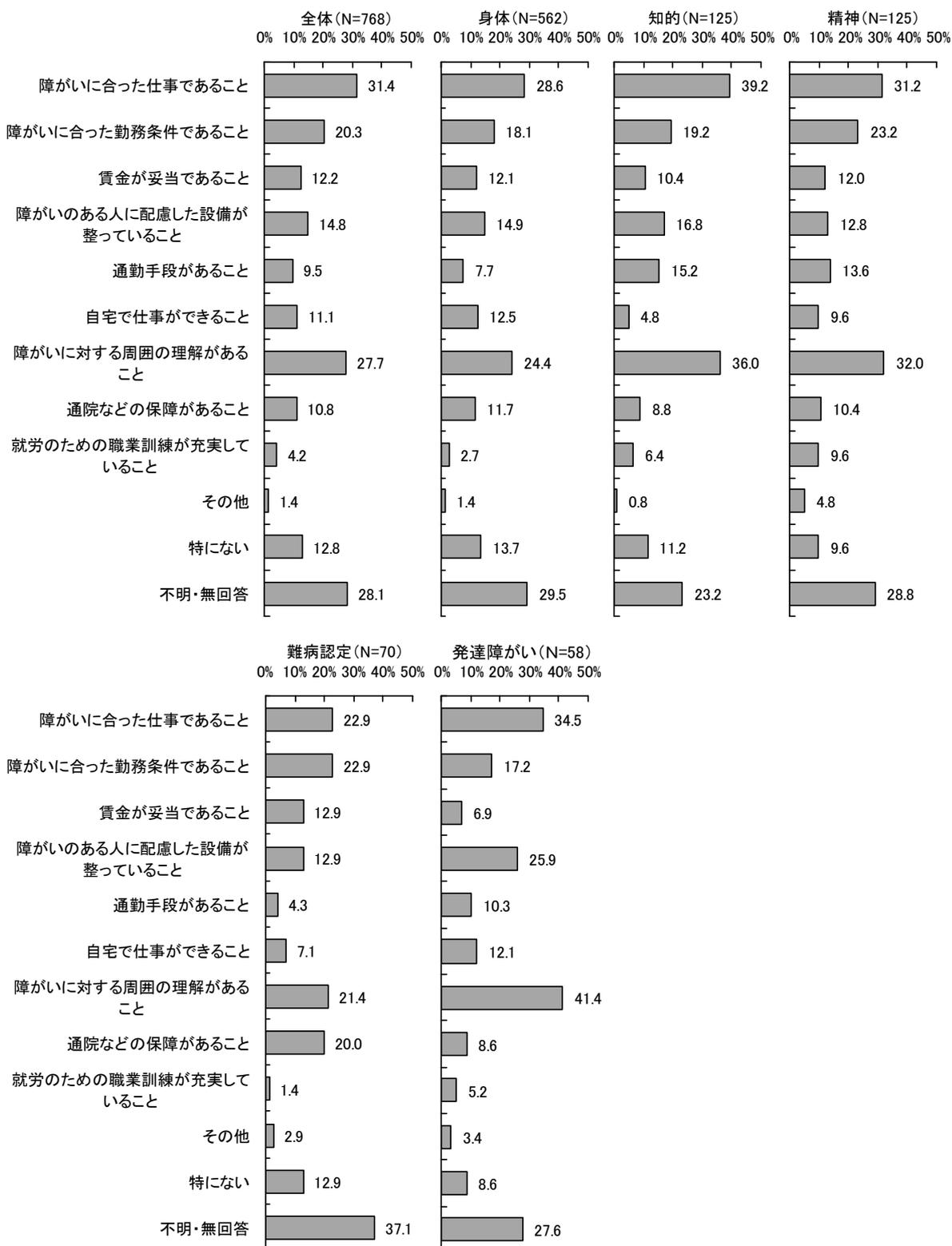
身体障がいでは一般就労、知的障がいでは一般就労と福祉的就労が多くなっています。一方、精神障がい、難病、発達障がいでは、特に何もしていない割合も多くなっています。



(10) 働くうえで必要なこと

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

障がいの状況に応じた多様な雇用・就労形態の確保や周囲の理解等を得られることが必要です。



(11)特に必要な支援制度・サービス(利用意向)

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

知的障がいのある人では生活の場や日中を過ごす場、精神障がいのある人では就労支援の利用意向が高く、サービス供給体制の充実に努めることが必要です。

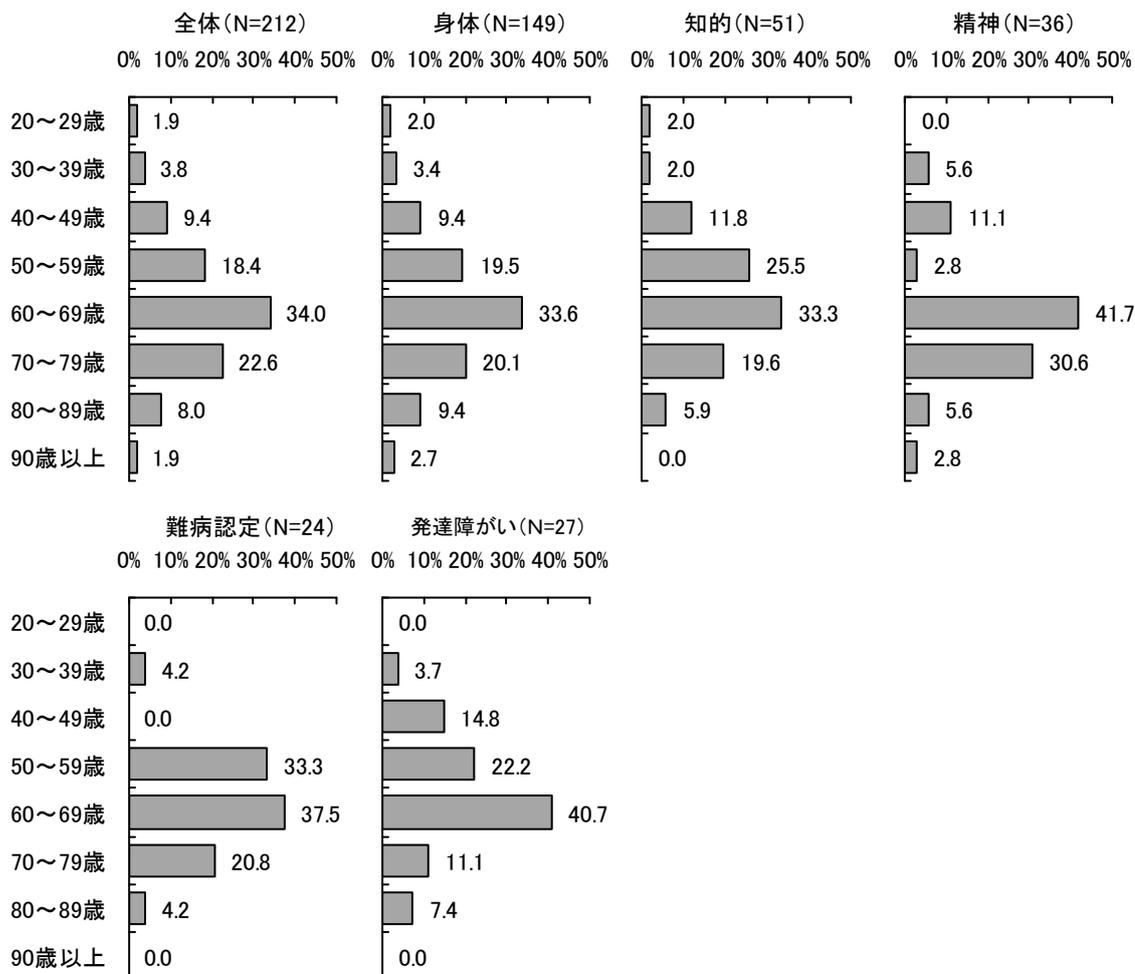
	身体障がい者(N=562)		知的障がい者(N=125)		精神障がい者(N=125)	
1位	福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実	17.4%	生活するための入所施設の充実	32.0%	就労のための支援	20.0%
2位	生活するための入所施設の充実	10.7%	日中、通うことができる施設の充実	24.0%	自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の普及	17.6%
3位	日中、通うことができる施設の充実	10.1%	福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実	21.6%	福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実	14.4%
4位	車いす・補聴器など福祉機器の普及	10.0%	生活の場の確保(グループホーム・ケアホームを含む)	17.6%	生活の場の確保(グループホーム・ケアホームを含む)	12.8%
5位	居宅介護(ホームヘルプ)の充実	9.3%	自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の普及	16.0%	生活するための入所施設の充実	12.0%

	難病(N=70)		発達障がい(N=58)		児童(18歳未満)(N=65)	
1位	福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実	22.9%	日中、通うことができる施設の充実	27.6%	児童発達支援	33.8%
2位	車いす・補聴器など福祉機器の普及	14.3%	生活の場の確保(グループホーム・ケアホームを含む)	25.9%	日中一時支援事業	27.7%
3位	居宅介護(ホームヘルプ)の充実	11.4%	生活するための入所施設の充実	25.9%	夏休み障害児学童保育	27.7%
4位	自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の普及	10.0%	福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実	24.1%	放課後等デイサービス	26.2%
5位	生活するための入所施設の充実	8.6%	自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の普及	13.8%	移動支援事業(ガイドヘルプ)	21.5%

(12) 介助者の年齢

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

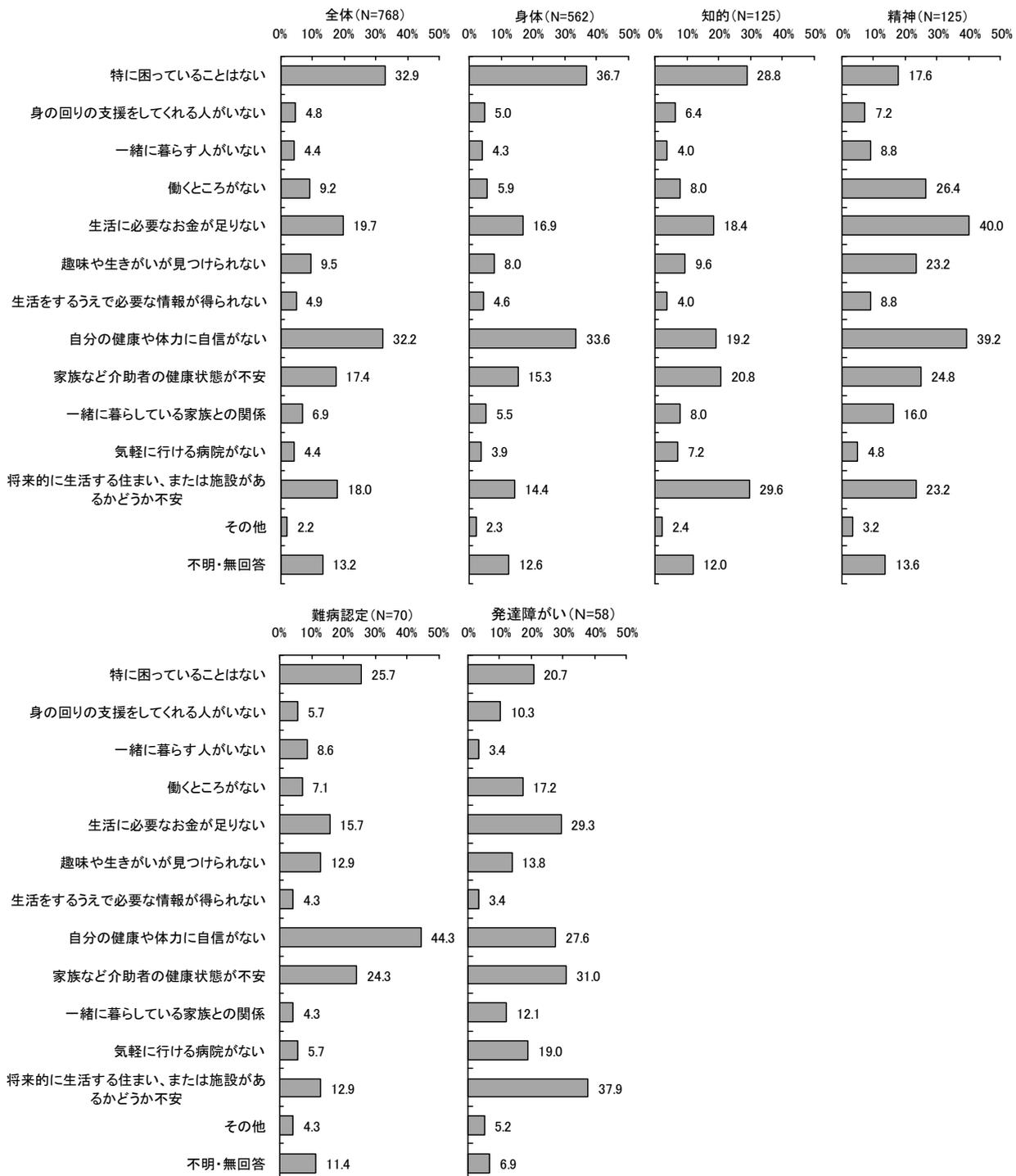
介助者の高齢化が顕著になっています。家族との同居を望んでも同居が難しくなりつつある状況等も伺え、様々な支援のニーズに合った対応が求められています。



(13)現在の生活で困っていることや不安に思っていること

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

いずれの障がいにおいても健康や体力に自信がない人が多くなっていますが、知的障がいのある人では生活の場、精神障がいのある人では生活に必要なお金や就労、生きがいが見つけれないことへの不安が高くなっています。



(14) 主に相談する人

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

家族や友人以外では、事業所や病院、学校等の身近な生活の場所をはじめ、市役所窓口や相談支援事業所等が相談先になっています。

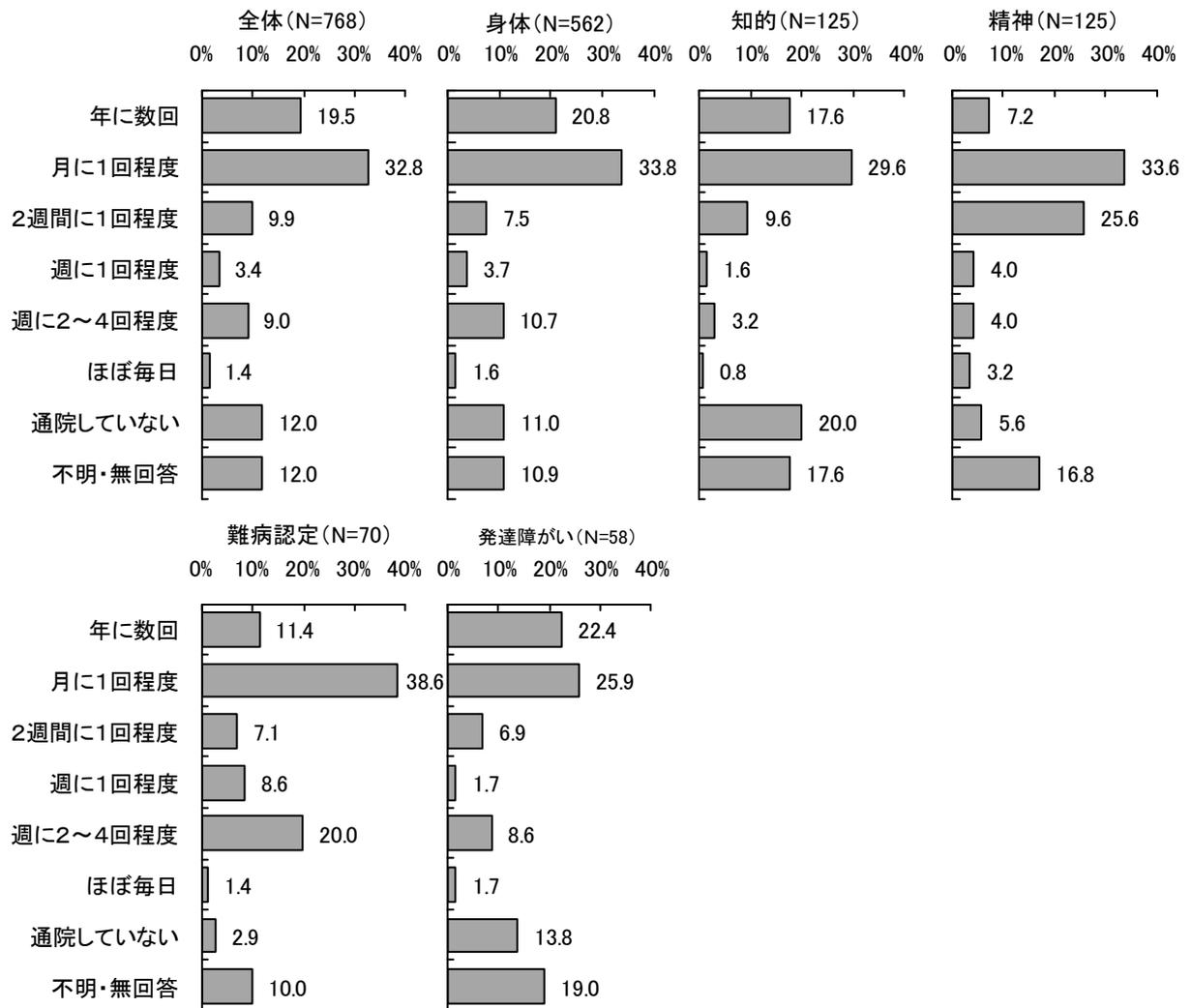
	身体障がい者(N=562)		知的障がい者(N=125)		精神障がい者(N=125)	
1位	家族・親戚	75.1%	家族・親戚	68.0%	家族・親戚	68.8%
2位	友人・知人	18.3%	通所先(施設など)の職員	36.0%	医療機関(病院、診療所など)	34.4%
3位	医療機関(病院、診療所など)	17.8%	加西市障害者(児)相談支援センター「やすらぎ」	29.6%	市役所の担当課(地域福祉課、健康課、教育委員会など)	18.4%
4位	市役所の担当課(地域福祉課、健康課、教育委員会など)	13.2%	市役所の担当課(地域福祉課、健康課、教育委員会など)	20.8%	加西市障害者(児)相談支援センター「やすらぎ」	15.2%
5位	ケアマネジャー	8.4%	医療機関(病院、診療所など)	19.2%	友人・知人	14.4%

	難病(N=70)		発達障がい(N=58)		児童(18歳未満)(N=65)	
1位	家族・親戚	72.9%	家族・親戚	72.4%	家族・親戚	73.8%
2位	医療機関(病院、診療所など)	38.6%	加西市障害者(児)相談支援センター「やすらぎ」	29.3%	学校・保育所・幼稚園の教職員	60.0%
3位	友人・知人	14.3%	通所先(施設など)の職員	27.6%	医療機関(病院・診療所など)	60.0%
4位	市役所の担当課(地域福祉課、健康課、教育委員会など)	12.9%	医療機関(病院、診療所など)	27.6%	友人・知人	52.3%
5位	通所先(施設など)の職員	11.4%	市役所の担当課(地域福祉課、健康課、教育委員会など)	25.9%	ひょうご発達障害者(児)支援センター「クローバー」(加西ランチ)	20.0%

(15)現在の通院状況

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

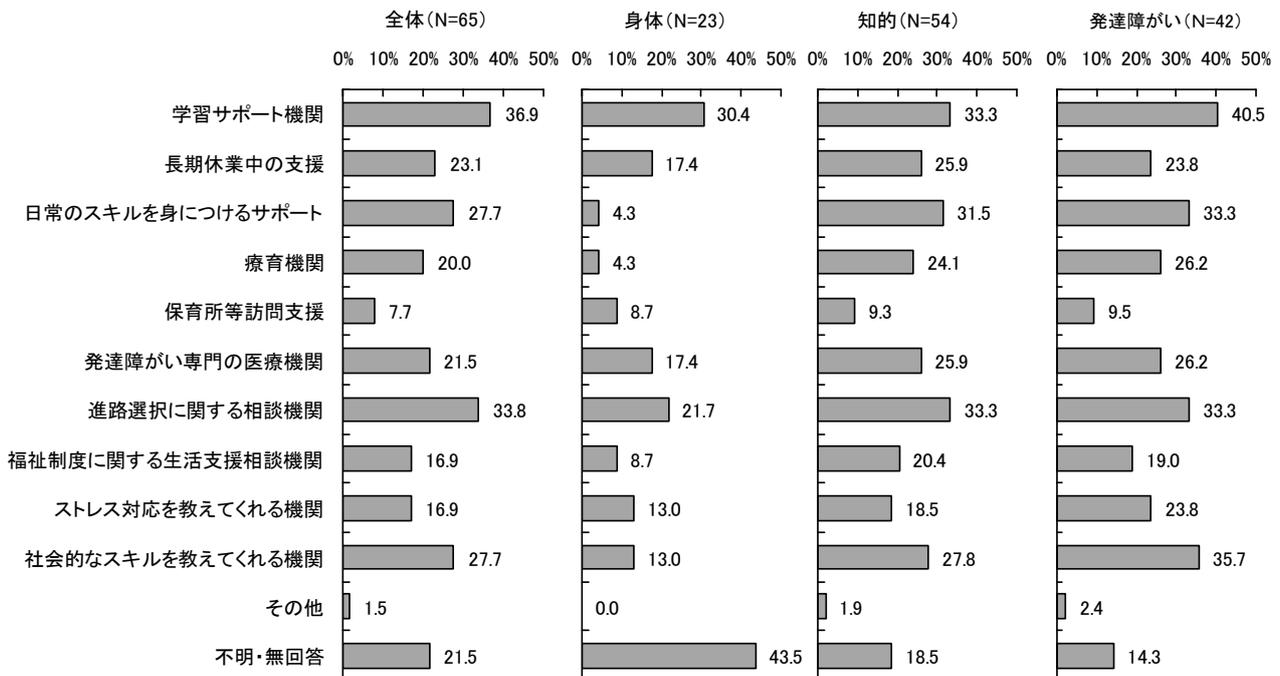
精神障がいと難病の通院の頻度が高く、医療と密接であることが伺えます。



(16) 必要な療育の支援

障がいのある市民を対象とした調査(18歳未満)

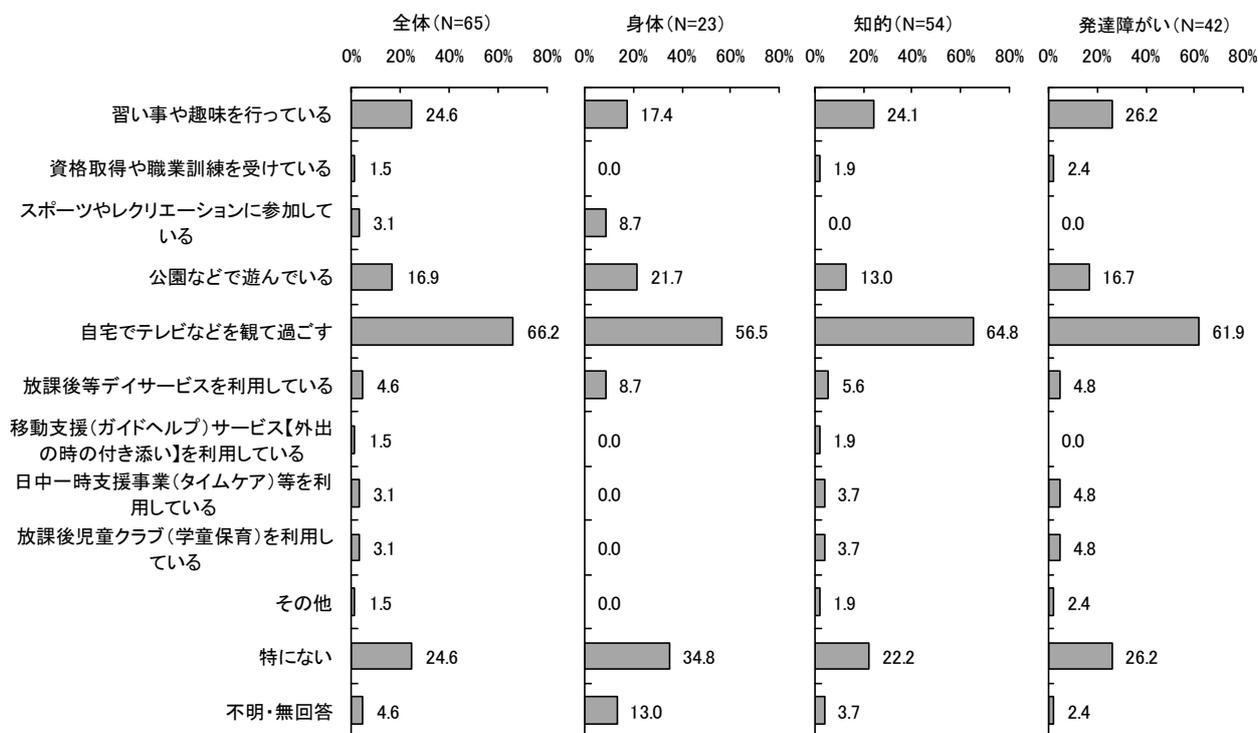
必要な療育の支援については、「学習サポート機関」「日常のスキルを身につけるサポート」「進路選択に関する相談機関」「発達障がい専門の医療機関」などがあげられ、療育に多様な役割が求められています。



(17) 休暇、放課後等の主な過ごし方

障がいのある市民を対象とした調査(18歳未満)

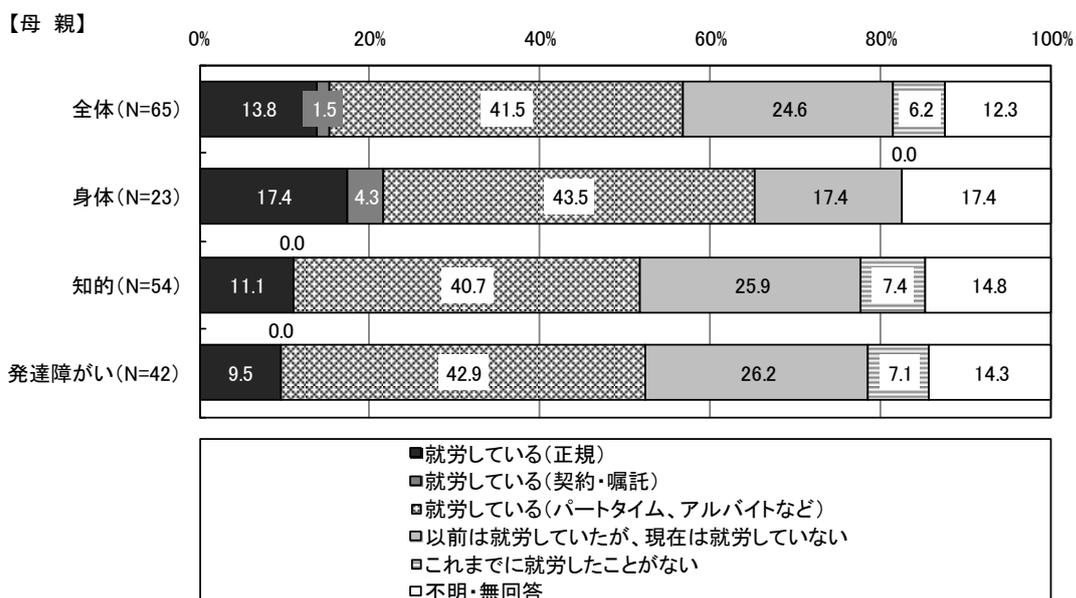
休暇、放課後の過ごし方については、福祉サービスを利用している人は1割以下で、「自宅で過ごす」が多くなっています。



(18) 母親の就労状況

障がいのある市民を対象とした調査(18歳未満)

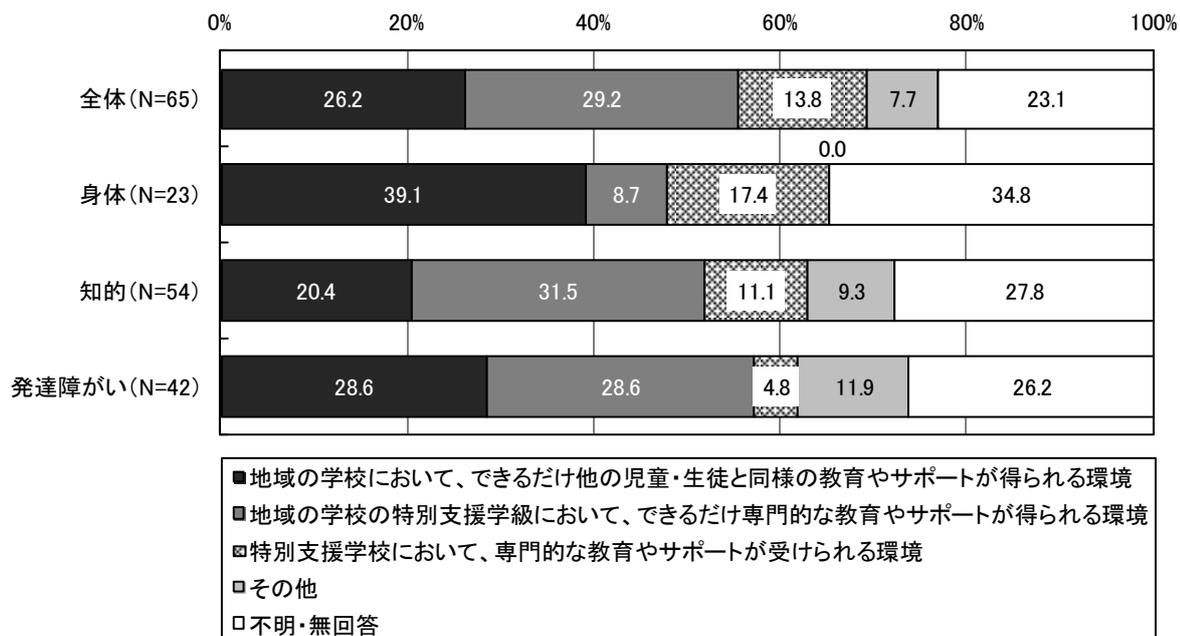
就労している母親も多く、子育てのための支援の必要性も伺えます。



(19) 望ましい就学環境

障がいのある市民を対象とした調査(18歳未満)

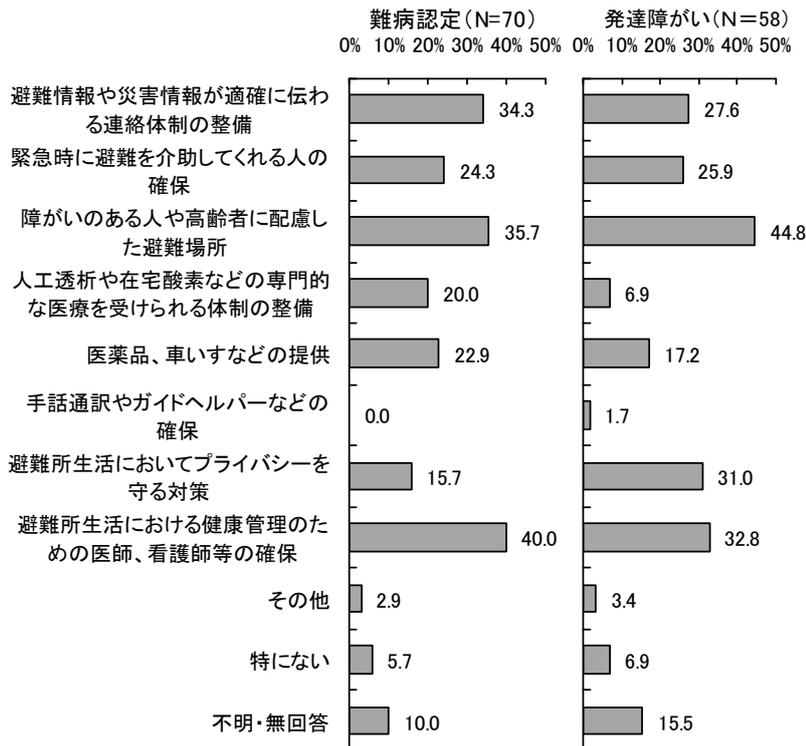
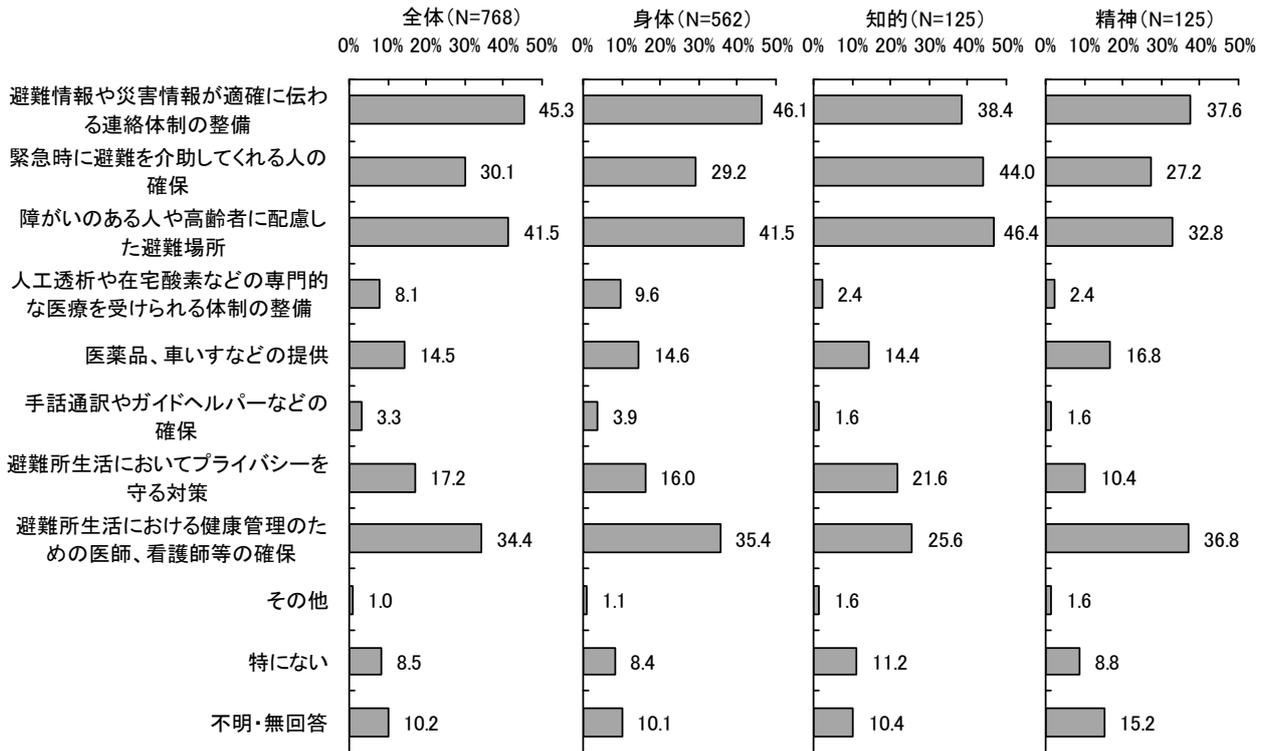
他の児童・生徒と同じ教育が得られる環境、専門的な教育が得られる環境が求められながらも、身近な地域の学校で教育を受けることが求められており、一人ひとりのニーズに応じた教育の推進に努める必要があります。



(20)地震や台風などの災害が発生した時に必要なこと

障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

災害対策としては、災害情報が的確に伝わる体制づくりや、避難のための支援、避難場所での適切な支援などの充実が求められています。



7 関係団体ヒアリング調査結果、事業所調査結果

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人と関わる機会が少なく、正しい理解ができない。 ●気兼ねなく参加できる交流の場があり、障がいや障がいのある人への理解につながればと思う。 	障がいや障がいのある人への理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●小学校までは障がいのある児童との交流があるが、中学生以降にはふれあう機会が減ってきている。 	保育・教育機関等における理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人加西市社会福祉協議会を通じてボランティア活動の推進をもっと進めてほしい。 	ボランティア活動の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●知的障がいや精神障がいのある人については、権利擁護を支援するサービスの必要度が高まっている。 	成年後見制度等の促進、権利擁護の推進

(2) 社会参加と自己実現を支援する地域づくり

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいについて理解が得られ、障がいの程度にも応じた職場で雇用の促進をお願いしたい。 ●PTA から職場開拓（実習受け入れのお願い）に行った時、関心はあるけれども特別支援学校の生徒について、よくわからない、コミュニケーションはどうやってとるのかと不安が先立っているようだった。 	企業の理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●法定雇用率については平成 25 年4月から引き上げられたことに加え、平成 30 年からは精神障がいのある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わり、就労の拡大に向けた素地はできつつある。 ●障がいの程度は重くなくとも、一般就労をするためには何らかのサポートを要する方がおり、就職講座のようなものがあればよい。 	就労支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●職場に指導助言を行う支援者がいない。 ●ジョブコーチがつくことが大切である。しかし、期間が2年であるため、その後「就労支援専門員」の支援が必要になる。 ●雇用後の職場定着が課題である。 	就労定着支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●日中活動の柱として「福祉的就労」「働く」「稼ぐ」「使う」を心がけ活動提供にあたっている。 ●障がいをもつ利用者が社会や地域貢献できるパワーが十分にあることを活かす支援をしなければならない。 ●施設のオリジナル商品は、優先して使うように働きかけることが必要である。 	福祉的就労の充実、販路拡大、工賃アップ

(3) 障がい者総合支援基盤の確立

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人たちの独り暮らしも増えていく可能性が高いことを考えると、訪問看護も含めた居宅介護サービスのニーズが高まっていくと思われる。 ●ホームヘルプを実施している事業者は市内で2か所となっており、利用者も少ない。 ●介護保険の訪問サービスは多いが、重度の障がい児・者の訪問サービスが少ない。 	訪問系サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護事業所は市内でも少なく、重度の方の受け入れが困難になってきていると思われる。今後、加西市全体の問題として取り組む必要があるのではないか(例えば検討委員会の実施などから始めるなど)。 ●特別支援学校卒業後に日中過ごせる場が少ない。特に、医療管理が必要な方など、制度の狭間にいる方の支援は課題である。 ●小児や重症児の摂食嚥下訓練を実施している機関が北播地区の他にない。 	日中活動の場の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●<日中一時支援事業について>休日等は定員オーバーを理由に利用依頼を断ることがあるため、市全体として提供できるサービス量が少ないように思う。 ●<移動支援事業について>市内で2事業所が実施。介護タクシーとセットで移動支援だと思っている利用者もいる。公共交通機関が少なく、主な移動手段がタクシーしかない現状では、利用者への経済的負担が大きい。 ●<訪問入浴事業について>市内で1事業所が実施。訪問入浴は利用できる利用者、回数に制限がある。障がいの種類により対象外になることなく、障がい者であれば、介護保険のように自分が希望するだけ、回数等の選択ができるように柔軟な事業になればと思う。 ●<日常生活用具等給付事業について>主にコミュニケーション支援機器の申請を行っている。評価や今後の見通し、方針を考えた上で申請しているが、本来必要な支援機器を申請できないことがある。理由は市区町村によって異なるが法律ではOKなのに断られたりするのには困る。 	地域生活支援事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅あるいは通所系サービス(就労継続・生活介護等)を利用している人たちの高齢化が進んでいる中、その家族状況も年々変化(特に親御さん等の高齢化)していくことを考えるとグループホーム等の生活の場の拡充が喫緊の課題であることは間違いない。 ●ケアホームについては増設しようと考えている。世話人の募集をし 	グループホーム等の設置促進

ご意見	【計画における課題】
<p>ても、確保が難しく、増設するにあたり不安がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●親の高齢化にともない、居住の場が必要。当法人においてグループホーム等の拡充も検討しているが、市全体のニーズ把握と計画的、一体的な整備が必要と考える。 ●高齢者のサービスは多いが、知的・発達障がい・重心も含め、たくさんの方の専門性のあるグループホームが増えればと思う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●市内の関係機関のネットワークづくりは今後の加西市の地域福祉を考えていく上では重要である。 ●相談支援事業所の存在自体を知らない方もいる。 ●相談窓口が分かりにくい。発達障がいの場合、相談窓口へ行くまでの経路が不明確である。 ●相談支援事業所「やすらぎ」と連携を保ちながら支援ができていますので心強い。特に生活面でのフォローなど。 ●相談支援事業所「やすらぎ」は保護者・利用者にも浸透してきている。また当園においても連携することにより幅広い支援ができています。 	相談支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●「日中活動系サービス」「施設・居住系サービス」とともに重度心身障がい児・者を受け入れる施設、病院は市内では「医療福祉センターきずな」しかなく、今後とも、職員の確保（特に看護師）を堅実にしながら重症児・者支援に取り組む必要がある。 	重度障がいのある人への支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい施設にあって、介護保険にはないサービスを、年齢が65歳になったからという理由でカットされている現状がある。 ●障がいのある人の中には高齢の方やこれから高齢者となっていく方が増えていく中で、高齢福祉と障がい福祉の連携がより重要になってくる。 	障がいのある人の高齢化への対応
<ul style="list-style-type: none"> ●本事業所では、主に発達障がいのある児童の支援を行っている。健診後の発達相談のときに医師や保健師からの勧めや、発達障がい者支援センターから連絡をいただき、本事業所の利用に繋がっている。利用対象地域を北播地域としていることもあり、そのニーズ(利用希望数)は多く、現在可能な限りの契約を行っているが、年度末頃にはこれ以上契約することができないほどの利用人数になる。社会資源が増え、利用者とその保護者が余裕を持ってサービスを選択・決定できる環境が整うことで、より「個別支援」「特別支援」の質が向上するのではないだろうか。保護者からの要望があったときや、本事業所の専門領域ではサポートが難しい時に、他の事業所や病院を紹介させていただいているが、この際の選択肢が増えていくことを期待する。 ●外来で、重症度や疾患にかかわらずニーズがあれば言語コミュニケ 	療育支援の充実

ご意見	【計画における課題】
<p>ーション療法、摂食嚥下療法を実施している。兵庫県下から受け入れているため、個別支援はできても、地域での生活場面であったり地域内での場面であったりした時に必要な支援が行えていないケースがある。</p> <p>●主に保育所から高校卒業までの方の情報を必要に応じ各機関に伝達している。サポートブックやコミュニケーションブックの作成、コミュニケーション支援機器の購入等を行っている。サポートブックやコミュニケーション支援機器（ローテクからハイテクまで含む）を使用して地域社会に参加するということを理解してほしい。障がいの種類や重症度にかかわらず、加西市内の市民や企業（公共機関やお店等）の誰もが、見てわかりやすい書式や形式を作り、市民に公開して理解を求めることが重要かと思う。高校卒業後の支援の一環としても必要なことであり、環境整備面だけでなくコミュニケーション面においてもバリアフリーの実施を行っていききたい。</p>	
<p>●それぞれ個々の持てる力を伸ばす、見出す教育を受けていると思うが、保護者の思いが教職員に届いていない場合がある。障がいについて、理解が不足している先生もいる。</p> <p>●比較的軽度の障がいのある児童が地域の学校へ入学しにくくなっている。</p>	特別支援教育の充実
<p>●土曜、日曜等に障がいのある児童を預かってくれる事業所が少ない。</p> <p>●児童デイサービスが少ない。学校や家以外での自分の居場所づくりができるとうい。</p>	休日、放課後の支援の充実

(4) 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

ご意見	【計画における課題】
<p>●バリアフリー化が必要な場所など、改善するためにまずは細かく調査してほしい。</p> <p>●いわゆる「親のなきあと」の問題は絶えることがなく、グループホーム等の整備はますます必要になる。</p>	住居・生活環境の改善
<p>●民間施設、公共機関のバリアフリー化を推進してほしい。</p>	民間施設、公共機関のバリアフリー化
<p>●駐車場の区別をしっかりと分けて欲しい、一般の人が障がい者駐車場にとめてしまう。市民病院等でゆずりあい駐車場を増やすことが大切。</p>	道路・公共交通機関のバリアフリー化

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●内部障がいのある人については一見わからないので、駐車場などで理解してもらうのが難しい。 ●公共施設・交通・道路バリアフリー化について、体験を通して感じてもらうことが大切。 	<p>こころのバリアフリーの推進</p>

(5) 行政サービス等における配慮の推進

ご意見	【計画における課題】
<ul style="list-style-type: none"> ●警察、消防署、行政機関などについては、知的障がいをはじめ、障がいのある人に対する理解を図るための取組が大切。 ●市の窓口においては、障がいや障がいのある人に理解のある対応を庁内で推進してほしい。 	<p>行政機関等の理解及び配慮の促進</p>

8 障害者基本計画・第4期障害福祉計画策定スケジュール

期 日	内 容
平成 25 年 10 月 16 日	第 1 回策定委員会開催 (計画の概要説明、アンケート調査案の検討等)
平成 25 年 11 月 15 日 ～平成 25 年 12 月 13 日	計画策定に向けてのアンケート調査の実施 (障がいのある市民対象、市民対象、事業所対象)
平成 25 年 12 月 17 日	団体ヒアリングの実施 (加西市身体障害者福祉協会、加西市手をつなぐ育成会、はとの会家族会、加西特別支援学校 P T A)
平成 26 年 6 月 4 日	第 2 回策定委員会開催 (計画骨子案の検討、アンケート調査報告書の検討)
平成 26 年 11 月 12 日	第 3 回策定委員会開催 (計画素案の検討)
平成 26 年 11 月 26 日	議会説明
平成 26 年 12 月 1 日 ～平成 26 年 12 月 26 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 27 日	第 4 回策定委員会開催 (障害者基本計画・第 4 期障害福祉計画の承認)
平成 27 年 3 月	市議会に上程

9 加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画 策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する「障害者基本計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する「障害福祉計画」の策定に関し必要な事項を検討するため、加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関する施策の意見集約及び調査研究・企画立案に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体・事業所に関係する者
- (2) 保健医療に携わる者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 障害福祉に関心を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたる者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了するものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

10 加西市障害者基本計画・第4期加西市障害福祉計画 策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属
川嶋 健	加西市身体障害者福祉協会
野田 英紀	加西市手をつなぐ育成会
大竹 義章	「はとの会」家族会
◎蓬菜 和裕	加西市施設連絡会
大黒 之弘	加西市障害者（児）相談支援センター
京谷 泰明	加西市医師会
○下村 義明	加西市民生委員児童委員協議会
平田 裕昭	加東健康福祉事務所
松田 千夏	市立加西特別支援学校
大藤 由美	加西市社会福祉協議会
多田 俊成	公募市民
田井 敏司	公募市民

◎会長 ○副会長

11 市内事業所一覧

◆【障がい者】施設一覧

施設名	概要	連絡先等
社会福祉法人加西市社会福祉協議会 ラヴィかさいホームヘルパー ステーション	【居宅介護】ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅に訪問して入浴や排せつ、食事などの介助を行う障害福祉サービス事業所。	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6703 FAX：42-6657
社会福祉法人加西市社会福祉協議会 ラヴィかさい訪問入浴ステーション	【訪問入浴サービス】重度身体障がい者（児）を対象に移動入浴車で居宅に訪問し、ベッドの側に浴槽を持ち運び、看護師・介護職でチームを組んで入浴を提供。	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6656 FAX：42-6657
加西市立善防園	原則として 18 歳以上の知的障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 生活介護 定員 35 名 就労継続支援 B 型 定員 20 名	西笠原町 172-20 TEL：48-3999 FAX：48-4037
社会福祉法人ゆたか会 希望の郷	原則として 18 歳以上の知的障がい者を対象に下記の事業を行っている障害者支援施設。 入所 定員 50 名 生活介護 定員 60 名 短期入所 定員 8 名 日中一時支援事業 定員 4 名 相談事業 作業活動など	野条町 86-93 TEL：48-2521 FAX：48-4222
社会福祉法人円融会 ナーシングピア加西	原則として 18 歳以上の身体障がい者を対象に生活介護、施設入所支援、短期入所等のサービスを提供している障害者支援施設。 入所 定員 80 名 ALS 定員 2 名 生活介護 定員 80 名 短期入所 定員 8 名	国正町 1402-1 TEL：45-0688 FAX：45-0768
社会福祉法人ゆたか会 ケアホームなごみ	原則として 18 歳以上の知的障がい者（女性）を対象に、共同生活の場所で入浴や食事の介護などが受けられる。 共同生活援助 定員 4 名	野条町 86-93 TEL：48-2521 FAX：48-4222
合同会社アイリス 七色	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 A 型 定員 20 名	北条町横尾 1009 TEL：43-2277 FAX：43-2288
NPO 法人あい・きゅーびっく ワークらんど加西	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 30 名 就労移行支援 定員 6 名	北条町横尾 1237 TEL：43-1600 FAX：43-3100

施設名	概要	連絡先等
NPOさくらの家 エル・ファーク	原則として 18 歳以上の精神障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 10 名	北条町北条 913 TEL : 43-3334 FAX : 35-8338
一般社団法人こはる日和 こはる日和	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 A 型 定員 10 名 就労継続支援 B 型 定員 10 名	笹倉町 346-1 TEL : 44-1438 FAX : 44-1439
社会福祉法人ゆたか会 THREE-P (スリーブ)	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 10 名	北条町横尾 171-1 TEL : 43-7123 FAX : 43-7131
NPO 法人あい・きゅーびっく ライフらんど加西	障がい児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に見守り等の支援を行う。 日中一時支援事業 定員 10 名	北条町横尾 150-1 TEL : 43-1600 FAX : 43-3100
NPOさくらの家 クランベリー	障がいを持つ方で「働くための訓練をしたい」「生活リズムを整えたい」「友達が欲しい」などの目的を持って通所し、仲間や指導員、地域の人々とのふれあいを通して社会復帰をめざす通所施設。 地域活動支援センター 定員 10 名	下芥田町 149-1 TEL : 44-2524
NPO sky ツールカラーズ加西 カラーズ	障がいを持つ方が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図る。 地域活動支援センター 定員 10 名	東笠原町 23-1 TEL : 20-7448 FAX : 20-7448
NPO 庵ノ上 庵ノ上	障がいを持つ方が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図る。 地域活動支援センター 定員 10 名	朝妻町 1216-8 TEL : 47-2055 FAX : 47-2055

◆【障がい児】施設一覧

施設名	概要	連絡先等
社会福祉法人養徳会 医療福祉センター きすな	重度心身障がい児（者）、遷延性意識障がい者の方を対象に、入所、短期入所、外来診療等を提供している。 入所サービス 定員 80 名 短期入所 定員 8 名	若井町 83-31 TEL：44-2881 FAX：44-2929
社会福祉法人ゆたか会 なゆた	発達が気になる児童の方を対象に、成長に合わせた目標を立て、スタッフとの学習や遊びを通してすこやかな成長を支援する児童発達支援事業所。 児童発達支援 定員 10 名	北条町古坂 1072-14 (加西市健康福祉会館 第 2 棟 1 階) TEL：43-3895
北播磨こども発達支援センター事務組合 わかあゆ園	種々な原因により身体に障がいのある 0 歳から 18 歳までの乳幼児及び児童が保護者と共に通園し、機能訓練と生活指導を受け、個々の持っている能力が最大限に活用できるように最適な療育を行っている障がい児福祉サービス事業所。また、保育所等訪問支援では、保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 医療型児童発達支援 定員 40 名 保育所等訪問支援 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所	加東市下滝野 1283-1 TEL：0795-48-3074

◆加西市内相談機関

事業所名	対象者	所在地	連絡先
加西市障がい者（児）相談支援センター やすらぎ	障がい者(児)	北条町横尾 1000 加西市役所 1 階市民ホール前	TEL：42-6708 FAX：42-6709
地域生活支援事業所 はんど	障がい者(児)	北条町東高室 959-1	TEL：43-3851 FAX：43-3865
ひょうご発達障害者支援センター クローバー 加西ランチ	発達障がい者（児）	北条町東高室 959-1(地域生活支援事業所はんど内)	TEL：43-3860 FAX：43-3865
ひまわりルーム(児童療育室)	児童	北条町古坂 1072-14 加西市健康福祉会館内	TEL：42-6704
加西市地域福祉課	障がい者(児)	北条町横尾 1000 加西市役所 1 階	TEL：42-8725 FAX：43-1801

◆計画相談支援・障害児相談支援を依頼する指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所
 (加西市指定事業所)

事業所名	所在地	電話番号	対象者（原則）			
			身体	知的	精神	児童福祉法
1 はんど	北条町東高室 959-1	43-3851	○	○	○	○
2 ラヴィかさい相談支援センター	北条町古坂 1072-14	42-6710	○	○	○	○
3 ナーシングピア加西	国正町 1402-1	45-0688	○			
4 医療福祉センターきずな相談支援事業所	若井町字猪野 83-31	44-2881	○	○		
5 ワークらんど加西相談支援事業所	北条町横尾字大坪 1237	43-1600	○	○	○	

12 用語解説

あ

ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。コンピュータや通信に関する「情報技術」を意味し、パソコンやインターネットの操作方法、それらを構成するハードウェア、ソフトウェアの応用技術までの幅広い範囲の総称。

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、高齢者や障がいのある人等、ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかということの意味する。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う。

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活、社会参加のために、ヘルパーによる外出支援を行う。

医療型児童発達支援

未就学の障がいの児童（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行う。

インクルーシブ教育システム

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、

個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

オストメイト対応トイレ

人工肛門や人工膀胱をつけた人用のトイレ。

か

機能訓練

損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。麻痺などにより失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と、機能障がい永続的になった場合、残された機能の開発を図る日常生活動作訓練などをいう。

居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う。

グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

計画相談支援

支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。

国際シンボルマーク

障がいのある人の生活環境の改善を図るため、障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示する様々なシンボルマークや標識が設定されている。「障害者のための国際シンボルマーク」は、障がいのある人が利用できる建築物、施設、公共輸送機関であることを示す世界共通のマークである。

さ

施設入所支援

生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事

の介護などを行う。

児童発達支援

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や、その家族、地域住民等による地域での自発的な取組への支援を行う。

社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。2006年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

就労移行支援事業

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援事業

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型（雇成型）とB型（非雇成型）がある。

就労支援専門員

求職障がい者の障がいの状況や適性を把握するとともに、職業紹介を行うために必要な援助を行う人。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人。

重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高く、障害支援区分6でありかつ、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。

重度訪問介護

重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。施行日は平成25年4月1日。

障害者の権利に関する条約

2006年12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。

障害者優先調達推進法

国などによる障害者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行日は平成25年4月1日。

ジョブコーチ

知的障がいや精神障がいなど、円滑なコミュニケーションが困難な障がいのある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整などにあたることで、職場環境などへの適応を支援する指導員。

自立訓練（機能訓練）

入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行う。

自立訓練（生活訓練）

入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行う。

自立支援医療

障がいのある人などについて、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がいなどがある。

生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3

（施設入所を伴う場合、区分4）以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2（施設入所を伴う場合、区分3）以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行う。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、最低限の生活を続けられるよう、安全や安心を提供する仕組みのこと。社会保障の一種である。

セルフプラン

利用者、または家族で「サービス等利用計画」（ケアプラン）を策定し、自己管理でマネジメントすること。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援従事者。

た

短期入所

居宅で介助する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

地域移行支援

地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与する。

地域定着支援

安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与する。

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組む様々な事業の総称。

知的障がい

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人などにつき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス。

道路運送法

道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保し、道路運送に関する秩序を確立するための法律。昭和26年（1951）施行。

特定疾患

難病のうち、厚生労働省が特に定めたもの。原因不明で治療方法の確立されていないもの、後遺症のために社会復帰が困難になるもの、慢性化・長期化によって家族の経済的・精神的負担が大きくなるもの、症例が少なく研究が進んでいないものなどが指定される。スモン、サルコイドーシス、パーキンソン病などがある。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなど

の障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がい種別は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な

難病

昭和 47 年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、

社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費の6種類がある。

日中一時支援事業

障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とする事業。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

発達障害者支援センター

発達障がいのある人への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障がいのある人とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がいのある人とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行う。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

バリアフリー新法

高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを進めるため、旅客施設及びその徒歩圏内の経路を対象とする「交通バリアフリー法」と、一定の建築物の新築等を対象とする「ハートビル法」を統合して拡充させたもので、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という。平成 18 年 12 月施行。

PDCA サイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

福祉有償運送

タクシーなどの公共交通機関によっては要介護者、身体障がいのある人などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合で、特定非営利活動法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって定員 11 人未満

の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービス。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

訪問入浴

身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供する。

補装具

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いすなどの器具をいう。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

ま

民生委員児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

ら

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人の日常生活及び社会生活で生じる「社会的障壁」を取り除くため、

障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発活動を実施し、広く地域住民への働きかけを行う。

リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障がいのある人の「全人的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練などによる障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行う。

加西市障害者基本計画・
第4期加西市障害福祉計画

発行年月：平成27年3月

発行：兵庫県加西市

編集：加西市健康福祉部地域福祉課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地
